

衆議院 財務金融委員會 會議録 第十一号

平成十四年四月十二日(金曜日)

午前八時五十一分開議

出席委員

委員長 坂本 剛二君  
理事 中野 清君 根本 匠君  
理事 山口 俊一君 山本 幸三君  
理事 海江田万里君 古川 元久君  
理事 石井 啓一君 中塚 一宏君  
理事 岩倉 博文君 金子 一義君  
金子 恭之君 倉田 雅年君  
小西 理君 七条 明君  
砂田 圭佑君 竹下 巨君  
竹本 直一君 中村正三郎君  
林 幹雄君 林田 彪君  
増原 義剛君 山本 明彦君  
吉田 幸弘君 渡辺 喜美君  
五十嵐文彦君 生方 幸大君  
江崎洋一郎君 小泉 俊明君  
小林 憲司君 佐藤 観樹君  
中川 正春君 永田 寿康君  
長妻 昭君 長浜 博行君  
牧野 聖修君 上田 勇君  
遠藤 和良君 藤島 正之君  
佐々木憲昭君 吉井 英勝君  
阿部 知子君 植田 至紀君

財務大臣 塩川正十郎君  
國務大臣 (金融担当大臣) 柳澤 伯夫君  
財務副大臣 谷口 隆義君  
財務大臣政務官 砂田 圭佑君  
財務大臣政務官 吉田 幸弘君  
政府参考人 原口 恒和君  
(金融庁総務企画局長) 高木 祥吉君  
(金融庁監督局長)

政府参考人 村瀬 吉彦君  
(財務省大臣官房審議官) 寺澤 辰鷹君  
政府参考人 筑紫 勝鷹君  
(財務省理財局長) 松川 隆志君  
(財務省造幣局長) 永田 俊一君  
参考人 白須 光美君  
(日本政策投資銀行副総裁)  
参考人 永田 俊一君  
(日本銀行理事)  
財務金融委員会専門員

委員の異動

四月十二日  
委員の異動  
四月十二日  
補欠選任  
小泉 龍司君 小西 理君  
七条 明君 林 幹雄君  
五十嵐文彦君 牧野 聖修君  
中川 正春君 長浜 博行君  
同日  
補欠選任  
小西 理君 小泉 龍司君  
林 幹雄君 七条 明君  
長浜 博行君 中川 正春君  
牧野 聖修君 五十嵐文彦君

四月十日

独立行政法人造幣局法案(内閣提出第六三三号)  
独立行政法人国立印刷局法案(内閣提出第六四号)  
貨幣回収準備資金に関する法律案(内閣提出第六五号)  
同日  
政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第七四号)

同日  
消費税の大増税に反対、税率を三%に引き下げることに関する請願(藤木洋子君紹介(第一五三八号))  
金融アセスメント法の法制化に関する請願(東門美津子君紹介(第一五三九号))  
同(西川太一郎君紹介(第一五四〇号))  
同(吉井英勝君紹介(第一五四二号))  
は本委員会に付託された。

四月十一日

自治体の公金についてペイオフの特例措置を講じることに関する意見書(山形県天童市議会(第三九〇〇号))  
中小企業の金融上の困難解消と金融アセスメント法の制定に関する意見書(香川県丸亀市議会(第三九〇二号))  
中小企業の金融上の困難を解決し金融アセスメント法の早期制定に関する意見書(岡山市議会(第三九〇二号))  
中小企業の当面する金融上の困難を解決し金融アセスメント法の早期制定に関する意見書(岡山県上瀬原村議会(第三九〇三号))  
特定非営利活動法人(NPO法人)の活動支援に関する意見書(富山県議会(第三九〇四号))  
ペイオフ解禁に伴う公金保護措置の創設に関する意見書(愛知県一宮市議会(第三九〇五号))  
ペイオフの対象から地方公共団体の公金を除外する特例法の整備に関する意見書(宮城県多賀城市議会(第三九〇六号))  
ペイオフ実施に伴う公金預金の保護に関する意見書(大阪府議会(第三九〇七号))  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
参考人出頭要求に関する件  
独立行政法人造幣局法案(内閣提出第六三三号)  
独立行政法人国立印刷局法案(内閣提出第六四号)  
貨幣回収準備資金に関する法律案(内閣提出第六五号)

○坂本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案及び貨幣回収準備資金に関する法律案の各案を一括して議題といたします。  
順次趣旨の説明を聴取いたします。財務大臣塩川正十郎君。

独立行政法人造幣局法案  
独立行政法人国立印刷局法案  
貨幣回収準備資金に関する法律案  
(本号末尾に掲載)

○塩川國務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案及び貨幣回収準備資金に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

平成十一年四月二十七日閣議決定されました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画において、「造幣事業及び印刷事業については、独立行政法人化する」とされたこと等に基づき、独立行政法人造幣局を、貨幣の製造等を業務とする独立行政法人造幣局を、独立行政法人国立印刷局を、銀行券の製造、官報の印刷等を業務とする独立行政法人国立印刷局を設立しよう

うとするものであり、貨幣回収準備資金に関する法律案は、独立行政法人造幣局の設立に伴い造幣局特別会計が廃止されることを踏まえ、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金を新たに一般会計に設置し、政府による貨幣の発行、引きかえ及び回収の円滑な実施を図るためのものであります。

以下、この三法案の内容につきまして御説明申し上げます。

独立行政法人造幣局法案及び独立行政法人国立印刷局法案については、第一に、両独立行政法人の名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

第二に、国からの事務の移行に伴い、国が有している権利義務の一部を両独立行政法人に承継させるとともに、当該権利に係る財産の価額の合計額から当該義務に係る負債の価額等の合計額を控除した額に相当する金額を両独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。

第三に、両独立行政法人の役員として、理事長、監事、理事を置くことができることとし、その定数を定めております。

その他、積立金の処分方法、造幣局特別会計法及び印刷局特別会計法等の廃止、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

また、貨幣回収準備資金に関する法律案については、第一に、貨幣回収準備資金は、政府が発行した貨幣の額面額の合計額に相当する金額等により構成され、貨幣の引きかえまたは回収、貨幣の製造等に要する経費の財源として使用することとしております。

第二に、貨幣回収準備資金は、一般会計の所屬とし、その経理の方法を定めるほか、地金の保管等について所要の規定を設けることとしております。

以上が、独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案及び貨幣回収準備資金に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○坂本委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本政策

投資銀行副総裁松川隆志君及び日本銀行理事水田俊一君の出席を求め、意見を聴取することとし、

政府参考人として財務省大臣官房審議官村瀬吉彦君、財務省理財局長寺澤辰磨君、財務省造幣局長

筑紫勝磨君、金融庁総務企画局長原口恒和君及び

金融庁監督局長高木祥吉君の出席を求め、説明を

聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○坂本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。永田寿康君。

○永田委員 民主党の永田でございます。おはよ

うございます。

きょうは八時五十分スタートということで、い

つちよりもちょっと早いですけれども、皆さん

朝早くからお疲れさまでございます。

村田副大臣は何か随分体調を崩されたようで、

やはりみずほグループの話もあり、大変な激務を

こなしておられるのだなというふうに改めて思

います。

○谷口副大臣 ただいま塩川大臣の方から提案説

明がございましたが、平成十一年四月二十七日に

国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的

計画において、造幣事業また印刷事業については

独立行政法人ということになったわけでございます

して、永田委員のおっしゃっておる今回の独法化

することの意義、メリットということでございます

が、端的に申し上げますと、業務の効率化、ま

た業務運営の透明化というようなことになるんだ

ろうというふうに思うわけでございます。

造幣事業、印刷事業におきましては、従来から

独立採算的、企業的運営を行ってきたところでご

ざいですが、今回の独立行政法人化によりまし

て、一つは、独法造幣局、独法国立印刷局が達成

すべき目標が財務大臣より明確に指示をされ、こ

れを達成すべく各独法が自主的な経営判断に基づ

き機動的かつ中期的な業務運営を行った上で、業

務実績につきましては第三者機関による厳正な評

価の対象となるということでございます。この

ような結果、業務の効率性の向上、質の向上が図

られるということを期待しておるわけございま

す。

で、言ってみれば、普通の国民、民間の人たちが

こと取引をするということは普通はないわけ

ですね。

もちろん、委託をして偽造防止技術を使わせて

もらうとか、あるいは、言ってみれば、職人さん

たちも、どこかに依頼をしてお札や切手なんかの

デザインをしてもらう、そういうことはあるのか

もしれませんが、そういうふうな業務を遂行する

上で必要な作業というんでしょうか職務を外部の

人が参入してやるということはあるにしても、そ

こでできた生産物を、民間の人がそこに持って取

引をするということはないわけですね。

すなわち、そういう意味で非常に特殊な法人と

いうふうな位置づけることができまして、そうい

うことを考えますと、専ら、この独立行政法人化

によって得られるメリットというものはコストの

削減、あるいは、適正な経営というのはずなわち

コストの削減というところに大体大きな軸足があ

るんじゃないのかなという気がします。

コストの削減、要するに放漫な企業経営になっ

てはならないというようなことではありますけれ

ども、そういう点においては、今までの体制で

あっても、会計検査院とかあるいは国会の審議も

経てやっているわけですから、そういうところ

財務大臣が、その様式の決定に加えて、通貨の安定的かつ確実な製造の確保や偽造防止の観点、これも非常に重要でございますが、製造計画の指示等必要最小限の関与を行うこととしたしておるわけでございます。

通貨の製造に当たりましては、原材料の調達、また、機械、設備の更新、稼働体制、人員配置、技術開発等、財務大臣の定める製造計画の範囲内において広範な経営判断が要求されるわけでございます。

独立化に伴いまして、両局の運営は中期目標計画のもとで両局の自主的な経営判断にゆだねられて、自律的、弾力的な財務運営、組織、人事管理が可能になることとございまして、それとともに、業務運営の透明化の向上、第三者機関による先ほども申し上げました厳正な評価が行われるといったようなことで、この独立制度の活用によって、通貨の製造業務につきましても、広範な経営判断の中で一層の生産性の向上、今おっしゃったようなコストの削減等、業務運営の効率化の一層の向上を図ることを期待しておるわけでございます。

○永田委員 どうも小泉内閣は第三者機関が大好きなようで、独立行政法人をまたつくられますが、あるいは特殊法人もそうです。特殊法人の子会社、私が大好きなNHKも、子会社の経営については民間の監査法人等がちゃんと適正に経理を見ているから大丈夫なんだ、こういうお話があります。

しかし、私は思うんですけれども、政府系の子会社特殊法人あるいは独立行政法人、そしてその子会社たち、こうしたものに対して、民間の、あるいは第三者機関の審査があるから大丈夫だというふうなお話というのは、正直言って理由にならないと思います。すなわち、こうした政府系機関の経営が適正に行われているという理由になるのではなくて、僕は言いわけにしか聞こえないんです。

ているようなもの、これは、ちゃんとした監査法人が入って、経理が適正に行われているかどうかを一定の基準に従って公開をする、これは大事なことです。何でもかという、投資家からちゃんと信頼をされて、そして適正な株価が形成される、そういう意味において非常に公益性の高いことなんです。こういうふうな民間の監査法人が入って、そして、監査法人の責任においてこの会社は大丈夫だよというお墨つきを与える、これは、アメリカで今破綻しましたエンロンの例を見るまでもなく、極めてマーケットにとって有益で、しかも公益性の高いことなんです。

しかし、独立行政法人、特殊法人あるいはその子会社といった一般に株式が流通していかないものについては、マーケットの評価にさらされないわけですから、情報公開をするとしても、それが果たして適正な、もちろん、一定のルールに従って情報を公開することにはなっているんじゃないけれども、では、その中身は一体どうなのというところはマーケットの目にさらされることはないわけですね。

すなわち、それは、自己満足に陥ってはいけなものであって、関係者が、独立行政法人やそのほかの政府系機関そのものが自己満足をしているという、あるいは、政府が、第三者機関にお任せをして、もうおれたちの手は離れているんだよ、第三者機関がやっているからいいじゃないか、このようないふふの意味での思考停止に陥るようなことがあってはいけなものであって、では、どこがチェックするのかということになりますと、やはり僕は最終的には国会だと思えます。国民の代表であり国民の意思を代表している国会議員が、きちっとその運営を見て、国民が満足する形で経営がなされているかどうかをチェックすること、これがまず第一に大切なことなんだと思えます。

ですから、第三者機関に任せているからいいんだというふうな政府が考えるのではなく、独立行政法人本体も、自己満足をするのではなく、せ

ひ、情報公開をした上で、国会の審議の上で、誠実な情報公開をしながら厳しい目にさらしていただきたいと思うのですが、この指摘を受けてどのように今後の対応をなさるおつもりでしょうか、感想を聞かせていただきたいと思えます。

○谷口副大臣 おっしゃったように、透明性の確保というのは非常に重要でございます。ですから、今回の国立印刷局、また造幣局の独法の法案におきましては、企業会計原則に準じたような形で透明性を求めるといったようなことを期待しておるわけでございます。

また、第三者機関で、これは有識者が中心になるわけでございますが、その業務に精通をいたしておる有識者がこの第三者機関の中にも入っていただいて、その中で厳正な評価作業を行っていただくというようなことを期待しておるわけでございます。その結果、業績が不振な場合に役員の解任事由となり得ることであるとか、役職員の給与には独法の業績も反映されるということであるとか、このようなことが期待されるわけです、十分おっしゃるような機能が発揮できるというように考えておるわけでございます。

○永田委員 次に、二千円札を發行することによってどのような政策的効果が生まれたかというふうにお考えなのか、御説明をいただきたいと思えます。

○寺澤政府参考人 お答えいたします。

二千円の日本銀行券につきましては、まず、諸外国におきましても二のつく単位の紙幣が發行されておりました、その發行枚数シェアというのは相当なシェアに上っているということ、また、円換算で二千円相当の紙幣、例えば二十ドルとかそういうものがございますが、これも幅広く流通してシェアが高いといったようなことから、国民経済上一定の需要が見込まれるということ、平成十二年より發行することとしたものでございます。

現在、平成十二年度末の数字は約一・二億枚が

流通しておりますが、十三年度末には一・三億枚と、市中の需要に應じて、徐々に着実に増加してきているというふうな認識しております。

このような状況を踏まえまして、財務省といたしましては、今後とも、日本銀行と連携しつつ二千円券の円滑な流通促進に努めていくこととしておりまして、御指摘のような廃止をするというふうなことは考えておりません。

○永田委員 これはまた不思議なことでありまして、諸外国に二のつく紙幣がたくさん出ているからうちもやるんだ、これで日本も一人前の経済大国になったんだと胸を張らんがばかりの御答弁であったというふうな感じがしますが、そんなことはないと思いませんか。ただか今年度末で二億三千万枚、国民一人当たり二枚にも満たないような子供たちもいるでしょうから、大人にとってみればもう少し多いのかもしれない。

今この部屋にいらっしやる方で、財布の中に二千円札が入っている人は何人いるでしょうか。僕は、あ、大臣、ちゃんと御用意なさいましたね、さては。いつも入っていると。僕の質問を聞いて、大臣——しかし、正直申し上げて……(発言する者あり)ああ、使わないから残っているんですか、さすがですね。

僕はひとり暮らしをしているものですから、いろいろなところで大体毎日二万円ぐらい現金を使うことがありますが、そんなに使わないかもしれませんが、一万円ぐらいですか、二万円も使いませんね。だけれども、ことしに入ってから僕は二千円札は一回しか見たことないんです、四カ月です。去年も十回も見たことないです。おかしいですよ、絶対に。(発言する者あり)それは全部銀行振り込みになっているので。済みません、ちょっと、いろいろなところでえらい話になっていますけれども、見たことないんです。

どうも、ただか国民一人当たり二枚にも満たないような流通枚数でこれを維持していくという意義が僕には全く見当たらないのであって、これ

を放置しておくような——つまり、国民経済にとってさほどのメリットはないと僕は思います。二千円札を出すことによる政策的なメリットというのはほとんどないと思いますけれども、これを放置したままで独立行政法人化して、これから効率的な経営がなされるんだというふうな胸を張っても、信じる気になれないんです。政策の方が間違っていたら、むだはほとんど垂れ流しになっちゃうんです。だから、独立行政法人にするだけじゃなくて、ちゃんと政策の方も、本当に国民の方を向いて、きちっと国民の利益になるように、むだがないように行政をスリム化していかなくやいけないというふうな思うんですよ。

改めて、二千円札を出し続けることの意味というものを伺いたいと思います。

○寺澤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、着実に伸びておりますが、伸びておる理由は、自動販売機等の利用ができるものの数が、またこれが着実に伸びているということでございます。こういった、我が国においては五百万台を超えます自動販売機、券売機等がございます。そういうものの利用ができるようになればもっと活用されるというふうな私どもは考えているところでございます。

○永田委員 局長には大変申しわけないんですけども、そういうお話をしているわけではなくて、これはぜひ、僕は、正直申し上げて、官僚の方には答えられない問題だと思っております。つまり、これは国策ですから、やはり、二千円札を出し続けることというのは、独立行政法人化も含めた行政のスリム化、効率化、事業の効率化に逆行するものだというふうには私は思っておりますけれども、大臣の目から見ていかがですか。

これは、正直申し上げて、大臣の方針が明らかになっていない段階で官僚の方に答弁をいただくというのは、それは恐らく無理な問題だと思っております。政治家の言葉で語っていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○塩川国務大臣 私は、二千円札は非常に大事

な、便利な紙幣だと思っただけをよく使っており、ある店に行きまして聞きますと、二千円札があったら便利なんですというところがございまして、やはり二千円札に対する需要は相当ある。しかし、発行いたしました期間がそう経過しておりませんので、珍しいということよりも、出回り方が少ないということが、逆に今、永田さんおっしゃるような、こんなもの面倒くさいじゃないかという人があるかも知れません。しかし、この紙幣は極度に偽造防止の装置をしておりまして、これは世界的にも、よくこれだけの偽造防止の技術を導入したかということ非常に珍しい。

貨幣というのは、その国の一つの文化の象徴でもあると私は思っております。ですから、いずれの国においても多種多様な貨幣を発行しておるのでございまして、日本もその一環としてやっております。使いたくはないと思いますが、どうぞ、せいぜい御利用していただくようお願いしたいと思います。

○永田委員 さすが、政治家ですね。驚くべき答弁が出てきました。偽造防止技術を使うために、これが一つの紙幣発行のメリットである。たまたま偽造防止は手段であって、目的ではありません。お金を発行する上でゆめゆめ偽造されはならない。だから、貨幣の信頼を維持するためにも手段として偽造防止技術を施すのであって、紙幣発行の目的ではありません。それは、やはり履き違えてはいけませんよ。お札というのは子供の遊びで発行するものじゃないんです、子供銀行券じゃないんですから。それは、ぜひもう一度メリットというものを考えていただきたい。

あと、発行枚数が需要がだんだんふえてきているといえますけれども、一万円札を発行されたときの、一九五八年に出されたというふうな私、記憶しているんですが、このときの、出されてから一年、二年たったときの発行枚数と今の二千円札の発行枚数を比べてみてください。お話にならないぐらい違うと思えますよ。

やはり一万円札、五千円札、千円札がありながら、そこに二千円札を間にかませて大した意味はないのだということをもう一度しっかり検証なさって、そして、この程度の需要しかないものに日本の文化が象徴されているんだというふうなゆめゆめ思われないように、立派な文化を維持するために、もう一度この二千円札の廃止というものを真剣に検討していただきたいと思えます。

さて、話が長くなったので次の話に移りたいんですけども、ちょっと通告とは外れますが、これは、塩川大臣はそれでも答えることができると思うので、ぜひお答えいただきたいと思えます。

先日、政府のデフレ対応策というのが発表され、順次実行に移されていると思えます。ただ、僕の記憶が違わなければ、日本国政府は、今回の不景気に入ってから、いまだに日本はデフレの状況に入ったという認識を示したことは一度もありません。デフレ対応策が必要だったということ、は、そろそろデフレに入ってしまったのかなという認識のあらわれかなというふうな思っております。日本は、今デフレの状態にあるのかどうか、担当大臣にぜひお答えいただきたいと思えます。お二人の大臣に、両方の大臣にお願いしたいと思います。

○塩川国務大臣 デフレの前に一言申し上げたいと思えますけれども、今貨幣の偽造の問題についてお話をいたしました。これは、ぜひ認識をさらに改善してもらいたいと思えます。これは、貨幣発行で一番大きい仕事のひとつです。これは、かなりございませぬ、それは偽造の防止なんです。偽造の防止は、過去何千年という貨幣を発行してまいりました過程において、偽造の問題こそ、どのような貨幣を出すのが一番いいかということの中心議題であったということでございます。その意味におきまして、今、永田さんは一万円しか使わないうらうけれども、多くの小さいお金を使う人、この偽造というものに対してこれを防止するために非常に関心を払っておる。これが重要な

テーマであるということだけ、覚えておいていただきたいと思えます。

デフレのことにつきまして申し上げますと、デフレはスパイラルに入ったとは認識していませんと言っておるんです。政府の言っているのは、デフレ状態にあるということ、これは物価の面から見てそういう状況が惹き起こされてきておる。それと、需要と供給とのアンバランスを、ギャップといひましようか、そういうものを見てデフレ状態にあると言っておりますけれども、スパイラル状態になったとは言っていない。

ですから、スパイラルになる前に、この際ぜひ、デフレを排除する措置を講じていかなくやいかぬというのが、先月発表いたしましたデフレ防止対策の第一巻としての着手だった、こう認識していただければ結構かと思えます。

○永田委員 まあ、そうですね。デフレに入ったというふうなお話は確かにしていません。スパイラルに入っていないという、これは、大臣、正しいお答えだと思えます。

そういうふうなお話は随分前からなされておるんですが、今でもデフレスパイラルに、きょう今日においても入っていないというふうにお考えですか、改めてお願いします。

○塩川国務大臣 私は、まだデフレスパイラルじゃないと思っております。

○永田委員 どのような根拠を持って、つまり、まだこのところが大丈夫だからデフレスパイラルには入っていないんだというふうな、別にすべての論拠を語る必要はありませんが、一番大きな柱、二つか三つか、それぐらい例示を挙げて、こうなっていないからまだデフレスパイラルにはなっていないんだというふうなことを指摘していただければいいなというふうな思っています。

○塩川国務大臣 ついこの前発表いたしました月例報告、これは、政府が世界に公表しておる日本経済の現状、現時点における状況でございますが、それによりまして、基調判断というところがございまして、これには、一景気は、依然厳しい

状況にあるが、底入れに向けた動きがみられる」ということを言っております。そして、個人消費は横ばいとなっておられるけれども堅調である、こういうことを言っております。

したがって、物価も、最近はやや下げどまりの傾向にございますから、全体として見た場合、景気はここでひとつ底入れから転換へ向かう状況になってくれればよいと思つて、一段の金融緩和とそれから景気刺激策を、それは予算の執行を通じてやっていきたいということを考えております。

○永田委員 どうも、現在の日本の置かれている経済の状況を全く誤解なさっているということが今明らかになりました。

底入れという言葉を使われました。底入れというのは、循環的な景気の変動を表現するときに使う言葉なんです。今、日本は、構造的に景気が悪化している部分と、時々持ち直したり、時々また下降曲線に入ったり、こう循環的に波になっている部分と、一方向的にこう坂道で下っている構造的な要因とが複合されているんです。すなわち、こういうふうな右肩下りの波を打っているんです。

だから、ある局面をとらえると、循環的要因で確かに上向くというような話はあるんですけども、全体的に見れば、構造的に下がっているラインがどうしても普通の真横に走っている波と合成されますから、構造的な要因が中立ならば、真横に走っているときは、いいときもあるし悪いときもある、これは半々の期間であらわれるわけですよ、半分半分の効果がある。しかし、下り坂のラインが合成されているために、ほんの少し持ち直す局面もあるけれども、その後はずっと長く下がる期間があつて、またほんの少し持ち直す期間があるけれども、またずっと長く下がっちゃうという、こういうことを繰り返しているのが今の日本の現状なんです。

ですから、底入れをしたから安心だというような言葉を使われるというのは、これは政府が構造的な要因を全く見失っているというふうなことの裏返しなわけですね。

政府は今、構造改革に取り組んでいるはずじゃないですか。構造改革なくして景気回復ないわけでしょう。ということは、構造的な要因に手を入れないといけないのであつて、底入れをしたから大丈夫だ、大丈夫かもしれないというふうな認識を示すというのは、構造改革とは全く離れたとんちんかんな議論だというふうに思ふんですけれども、構造的な部分について、今、日本はどのような局面に置かれているのか、改めて認識をお願いします。

○塩川国務大臣 私は、先ほど申しました底入れの状況にあるということですが、これは、何も安心しているということを示していますが、これは、何も安心していません、要するに、底入れをしたものじゃございませんで、要するに、底入れをしておるといふことは、スパイラルにはなつておらないといふことの一つの表現として適切に説明できるものではないかと思ひます。

○永田委員 もう少しわかりやすくお話をしますと、デフレスパイラルというのは、構造的にずっと、こう坂道を転がるごとく、今の小泉内閣の支持率みたいになつて下がつていっちゃうというのを、これが構造的な要因といふんです。

一方で、循環的な要因といふのは御存じですね、在庫と生産と消費と、循環的にこう回つていく、こういうのを循環的要因といふのであつて、ですから、僕は何も、政府が循環的要因に着目する余り、底入れが視野に入ってきたために安心をしているというふうには思つていません。かなりの危機感を持っているといふのは、僕もそこは認識しているつもりです。

しかし、そうではなくて、構造的にデフレスパイラルに入っているかもしれないといふことは、それは循環的要因とは離れた目で見なくちゃいけないわけですよ。ですから、今の日本の経済が構造的に見てどのような局面にあるというふうな認識なさっているかをお伺いしているのですけれども、お答えいただけませんか。

○塩川国務大臣 もちろん、今回の長引く不況状況というものは構造的なところから来たことは何人も認めるところでございまして、したがって、小泉内閣におきまして、構造改革なくして景気回復なしというスローガンを掲げて、これを基本政策にしておるのは当然でございまして。

したがって、構造改革をこれからどんどん積極的にやっていかなきゃならぬ、その一番効果を発揮いたしますのは、社会的システムを変えるときか、あるいは経済の、企業のあり方を変えるとかいふ、そういうことは時間の経過が必要でございまして、とりあえず構造改革に着手しなきゃならぬのは規制の緩和だと思つておりまして、この規制の緩和につきましては、相当の項目にわたります、過去数年間実施してまいりました。

これをさらに拡大していくために、行政の中における規制緩和、それを実施したい。そうしようとするならば、行政システムを変えなければ、行政の持つておる権限、すなわち規制緩和といふものが十分に進まないといふところから、行政改革のいわば集大成を図つていこうということ、現在、行政改革担当大臣のところで鋭意進めておるといふのが現状でございまして。

○永田委員 政府の、きょう今日における構造面から見た景気、経済の状況、認識をお話しいただいたので、次のテーマに移りたいと思ひます。

これはまた通告がないんですが、理財局長がお越しになつていまして、ぜひひとつ、けさのニュースで気になるのがあつたので、教えてください。

国債をネットで個人に対して直販するというふうなお話がありました、もしも可能ならば、なぜこのようなことをお考えになつていられるのか。つまり、機関投資家と個人では国債の購入に関する姿勢が違うといふふうにお考えなんじゃないでしょうか、どのような違いに着目して、ネットで販売することを考えているのか。これは日経新聞に載っている話なので多分何かの発表があつたんだ

と思うのですけれども、可能ならば、お答えいただきたいと思ひます。なければ、通告がないので結構でございまして。

○寺澤政府参考人 お答え申し上げます。

大量の国債発行を今後数年続けていき、その円滑かつ確実な消化を図るために国債管理政策をどういうふうに行っていくかというところでいろいろ検討しているわけですが、一つの点は、我が国の国債の保有構造を見ますと、個人にお持ちいただいている割合が二・五％、約十兆円でございます。四百兆の中の十兆円が個人がをお持ちいただいているということでございます。政府及び中央銀行が持つております以外には、金融機関等の保有割合が極めて高く、海外が五％程度でございますから、政府、中央銀行以外では八割ぐらいが、残りの八割ぐらいが金融機関が持つていられるというふうな保有構造になっております。

これは、金融の一定の変動に対して金融機関は同じような行動をとる可能性が高いということ、その国債のポリティリティーが非常に高まるということを保有構造から推測できるわけでございます。いまして、いろいろな保有動機を持つた方々に国債を安定的にお持ちいただけるように、個人消化に力を入れたいと考へておりまして、平成十四年度から、個人向け国債といふのを発行したいと思つておりまして、所要の法律案を提出しているところでございまして。

その中で、現在、個人向け国債については、金融機関、郵便局の窓口で販売をいただいておりますけれども、アメリカなんかは、財務省が直接個人にインターネットで国債の販売をしているというところもありますので、個人に対する国債の販売の方法として、そういうものについても検討しておるといふことでございます。

○永田委員 確かに、機関投資家が八〇％の国債を持つていられる、そして個人はわずかに一〇％そこそこであるという状況は、もう少し個人の保有比率を高めてもいいのかなというふうな、そこは、その前に

もう少し考えなきゃいけないことがあるんじゃないのかなというふうに思うのですよ。

つまり、今の国債マーケットは、金融市場の中で大きく大きくゆがんでいっている。そのゆがんでいる状態を放置して個人に国債を売るというふうな話をする、これは個人にいたずらにそのリスクを負わせることになったりするのはないのかなというふうに思います。

何しろ、今の普通預金の金利は〇・〇〇一％という銀行もあるわけです。百万円預けて年に幾らですか、十円ぐらいしかつかないんですかね、金利が。こんなばかげた金利状況にあって、一％以上の金利がつくようなものに、国民がそっちを持ちたくなるという気持ちも出てくるかもしれません。

しかし、なぜ今金融機関があんなにも国債を持ちたがっているのかというのを考えると、私が前々から指摘をしておりますとおり、このたび通った法律で、銀行は株式を持たなくなったわけです。一定以上持てなくなった、制限がつきまじた。そして、土地に対する融資、土地の保有も、これもそんなにたくさんできないという状況にある。民間企業に銀行が貸し付けをするということもなかなか今の景況状況では難しいということになる、もう国債に向かうしかないわけですよ。

つまり、日銀が銀行にじゃぶじゃぶ流動性を確保しているのはわかりますけれども、その向かう先が国債以外にはないという状況の方がおかしいわけであって、その状況を放置したままで、八〇％の国債を銀行等の機関が持っているんだというふうなことをお話しになっても、それはちょっと話の順番が違ふんじゃないのかなというふうに思います。銀行等の金融機関があんなにもたくさん国債を買いたがるということの方が本当はおかしいんですよ。

ですから、ぜひ塩川財務大臣には、この国債市場がゆがんでいる、つまり、株や土地や民間企業に対する融資に比べて、民間銀行から見れば、株や土地を買ったり株や土地に対して融資をしたり

するのではなくてあるいは民間企業に貸し付けるというのではなくて、それよりも国債を持つ方が有利だという状況になっていられる方が実は不自然だということをお話していただいた上で、これは金融担当大臣になるんでしよう、ぜひ国債が一方的に有利になっているという状況を改善してからじゃないかと、国民にネットで販売をするというふうな手を打ってはいけないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、中野(清)委員長代理着席〕  
○塩川財務大臣 今、国債は、従来から比較的国債の販売が順調に、しかも安易にやっております。それは私も認めます。というのは、シンジケート団が結成されて、そこで、シンジケートで大体六〇％ぐらい引受けてしまっていて、それも大体財務省の言う、旧大蔵省の言う買値で買ってくれる、こういうのでございますから安定しておつたんですね。

ところが、現在、各金融機関がそれぞれ自己資本比率だとか貸し出しの効率化とかいろいろございますので非常に難しくなつてまいりましたので、これからシンジケート団のあり方ということを変えなければならぬ、こう思います。

それと同時に、より以上に、この機会に国民の皆さんに国債のいわば実態というものを知らせてもらう、また国債を大事にしてもらうためにぜひPRがもっと必要だろうと思つたんです。

大体、国債を買うといつたら大変な手続が要つて面倒くさいんだらう、こう思うて、どこに売っているんだらうと、それも知らぬというふうな状況が多いんでございますから、今永田さんがおっしゃるように、郵便局なんかで簡単に買えるような、簡単に買えるということが大事なので、そういうことをより進めていきたいと思います。

それと同時に、国債といつたら十年の長期国債というのばかり頭にございますけれども、できればそれが一番基本のスタイルでございますのでその条件でやりたいと思つたけれども、いろいろ

な多様な、五年物であるとかあるいは短期とまぜ合わせて発行するとかいうような、そういう発行の条件というか発行の状態を多様化していきただけのようないつたしたい、こう心得ております。

○永田委員 国債管理政策の面から見れば、このような多様な販売ルートを、販売手段を持つことによつて、より一層その国債マーケットを安定した厚みのあるものにしていくという努力は、私は決して評価しないわけじゃないんですよ。しかし、その前に国債を取り巻く環境を健全にしておかなければならないのではないかと指摘なのであつて、ぜひそこに対して誠実な答弁をしていただきたいと思いますよ。

政府短期証券の入札、恐ろしいことになっていきますね、三千五百兆円の入札があるんです。国民の金融資産の二倍以上の入札が政府短期証券の入札にあるという話ですよ。天文学的数字ですよ。普通はあり得ない話です。

なぜこのようになつていっているかといえば、銀行の方がその運用手段を持たない。これは有利なものだからぜひ買いたいということ、とてつもない金額の入札がある。一方で、十年物新発国債は時々札割れ寸前になつてしまつていようようなことも起こつていっているわけですよ。つまり、政府が相手であっても、機関投資家の目から見ると、十年も金を貸すのは御免だよ、せいぜい三カ月だつたらいいけれども十年も貸すのは御免だよということとをマーケットは明確に出しているわけですよ。

ですから、金融市場は大きくゆがんでいまして、〇・〇〇一％の預金金利しかつかない。こんなもので、実は銀行は、つい最近上がったようですよ、預金保険料も、かつては〇・〇八四％ですよ、今もう上がつていっているんですかね。要するに、預金金利の数倍に上る預金保険料を払わなければならないような状況に今銀行は追い込まれてい

るわけですよ。  
これはもう金融マーケットがほとんど破壊され

ているといつても仕方がない状況にあるわけであつて、もう少し国債の発行環境も含めて金融市場を健全なものに戻す努力をしないと、個人が国債を買うような環境にはならないのではないかなというふうに思つていますが、これは金融担当大臣のお話になるんでしようか、どちらでもお好きな方、お答えくださいませ。

○柳澤財務大臣 国債管理政策の話が主ではないか、こういうふうに思つてはすけれども、たまには私が答弁に立たないと先輩大臣からおしかりもいただきますので答弁をさせていただきますが、幾つかのことを御指摘になりました。

国債については、銀行はやはり運用先としてかなり大事に思つていられることとございまして、同時に、時価会計が導入されておりますので、これをできるだけ期近物にして、本当に早く元本が回収される、その間利息もいただく、こういうものを選択するのは、これは当然のビヘービアだということに考えております。

基本的には、期の長いものについては銀行としてはそこに相当のリスクを感じておるということとでこれを避けようとする、そういう中で、一時のようないくつかの国債保有高をむしろ縮減させているというふうな私ども今認識をいたしております。

そういうことを考えながら、他方、国債の発行需要というものが、この財政規律をかなりきつくとつともなお今後続くというところも現実です。で、そういうのをどうやって両立させるかといえ、やはり家計に、つまり時価会計などというふうな、期中の減価というふうなものについて何らか会計的な処理を強要されないようなところに持ってもらつたというの、当然の国債管理政策上の政策の立て方であらうと私は見ているわけでございます。

○永田委員 ですから、現象面として金融機関が利回りのいいものに入札を集中させていくのは、これは当然のビヘービアであらうという話をしてい

さいという話をしているわけですよ。それが当然だといえ、常日ごろから数千兆円の入札があつておかしくないはずですよ。しかし、いまだかつてそんなことはなかったわけですね。つい最近の話ですよ、こんなことが起こっているのは。

ということはおかしくなっています。そこを直さなければ、要するに、体温計の温度だけ見て、あなるほど、熱があるんだな、では水をかけて冷やそうかなという話じゃなくて、どこかに病気のよとがあるんだというふうな考えでほしいんですよ。三千五百兆円の入札というのはそういうことなんです。それを直さないうちに国債を国民に、一般個人に買わせても、それは大変なリスクを負わせることになりかねないということをぜひ認識していただきたいんですよ。

金融機関が真剣に考えてポートフォリオを組んでいる中で、僕は遊びで三千五百兆円の入札をやっているとは思いません。それはちゃんとした根拠があるんですよ。では、同じだけの情報と同じだけの深い思考が、考え方が一般国民にあるかということ、僕はさすがにそこのプロの考えかたというのはすべての国民が持っているとは思いません。

つまり、その大もとの部分をどうにもせず、リスクは勝手に国民がとってくださいという立場で政府が国債を販売するならば、これは国民に対して大変な詐欺行為を働くことになりかねないということを十分認識していただいた上で、ぜひ大もとの部分を直すように努力をしていただきたいと思ひます。

最後に、詐欺のお話をしたいと思ひます。まるで大和都市管財のようなんですけれども、今の政府の国債の売り方というのは。私にしてみれば大和都市管財とそう変わらないと思うのですが。大和都市管財、ぜひ、今理事会でもお話をされていると思いますが、坂井議員のあるいは三塚議員の参考人招致は、委員の皆様には誠実に応じていただくようお願いをしていただきたいとい

うふうに思ひます。

一方で、前回もお話をしましたが、村田副大臣は大和都市管財に絡んで三人の議員がこれに關与していたというお話だったので、改めて実名を挙げるとともに、どのような関与があったのかを、説明を最後にいただきたいと思ひます。もう時間がないので終わりにしますけれども。

これは、説明しないということはないと思ひます。今、政府と一般議員の間の關係がこれほど社会的に問題になっている時期はないので、鈴木議員と外務省の關係をひもくまでもなく、やはり政府に対して不当な圧力をかけるような議員があつてはならないと我々自身思わなきかけがあつたのかという説明をしっかりとらなないと、もちろん疑惑を持たれるようなことは多分なかつたと思ひます。でも、なかつたといふことをきつちり国会で説明していただかないと、疑惑はいつまでも晴れないですよ。ですから、まだ疑惑の入り口の段階ですけれども、これが本格的な疑惑に發展することのないよう、正確に実名を挙げながらこのような働きかけがあつたということを国会の場で説明していただきたいのです。これを最後の質問といたしますので、よろしくお願ひします。

○柳澤國務大臣 村田副大臣が、実は、この問題が世上論じられるようになって直ちに、実情を把握するための委員会と申しましようか、そういう組織の本部長になりまして、かなりの数に上る關係職員というものの事情を聴取したところでございます。

結論として、三名の議員の方から電話があつたということが、確認と申しましようか、その事情の聞き取りの中で浮かび上がったということでございますが、いずれも、いずれの職員の方も、本主に自分の記憶が正確である、本主にこれだけだ、あるいはこの人だというようなことについて、昔のことですら確信もないんですというように、確信がなくても言いなさいというように

いきさつであつたように聞いております。そういうような状況の把握の程度でありますので、これを公にするということはやはり差し控えるべきではないか、こういうことで村田副大臣もかねてより委員各位の御質問に対して答弁をさせていただいてるところでございます。

今も、永田委員もちょっと御理解あるお話ぶりをいただいたかとお聞きしましたけれども、その方々の電話も、状況はどうなつていらっしゃるんだということに基本的に尽きていたようでございます。そういうようなこともあつて、この問題に対する行政処分等の対応について何かゆがめられるような効果を持つ、そういういわゆる圧力というふうなものではなかつた、このことは断じて言えます。このことがこの事情聴取の結果であつたということでございます。

どなたをお呼びになるかということについては、理事会での協議にゆだねられておるものと我々承知いたしております。理事会の御決定に従ひたい、このように考えているところでございます。

○永田委員 もう終わりにしますが、委員長、ぜひ理事会でこの件話していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○中野(清)委員長代理 はい、わかりました。

次に、長妻昭君。

○長妻委員 民主党の長妻昭でございます。村田副大臣に心よりお見舞いを申し上げます。本日審査の独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案について質問をさせていただきます。

それぞれの独立行政法人のお目付役として、評価委員会というふうなものが来年一月ごろには設置をされるというふうなことをお伺ひしているのですけれども、こういうお目付役の評価委員会、一般企業でいえば株主総会のような役割をされるのでしようけれども、ここにはやはり財務省のOBの方あるいは官僚のOBの方は一切メンバーとしては入れないんだということを、大臣、ぜひ御

答弁いただきたいと思ひます。

○谷口副大臣 第三者評価委員会ということでございますが、財務省の独立行政法人評価委員会が、もう既に十三年の四月に独立行政法人に移行いたしました酒類総合研究所というのがございまして、この業務の実績の評価を行うために、十三年の一月に、既に行政評価委員会が設置されておるわけでございます。

ですから、今回の独法が、造幣局また国立印刷局、独立法人になるわけでございますが、移行いたしますと、三つの財務省所管の独立行政法人ということになるわけでございます。これらの業績を評価するということになるわけでございます。

現行の、今申し上げました酒類総合研究所の業績評価でございますが、この評価委員会でございますが、これについては、財務省のOBは今入つておられないわけでございます。

ですから、今後は、専門的な、実践的な意見を述べていただくような方、客観的または中立、公正な評価ができる方、このような方に入つていただいて、十分意見をお聞きしたいというふうに考えておるわけでございます。

○長妻委員 ちょっと、本主に全然質問に答へられていないですね。本主に申しわけないのですが、貴重な時間が非常にむだになるわけでありまして、評価委員会には財務省OB等官僚のOBの方は入れないということですかと聞いております。端的にお答えください。

○谷口副大臣 いや、だから、今申し上げましたように、学識経験、またもろもろの専門的意見をお聞きできるような適切な人員を選んでいきたいということでございます。そのような観点で幅広く選んでいきたいというふうに考えております。

○長妻委員 ちゃんと答えてください。

○塩川國務大臣 これは、何か初めから話を聞いていますと、こういう関係省庁のOBを入れると何かうまく運営されないとか、あるいは不正を隠

べいするとかいふふうな、そういう先入観が前提にあるように思いますが、決してそんなものではないと思います。だからといって、OBを積極的に活用するということも考えておられます。

ただ、先ほど谷口副大臣言っておりますように、高度な知識はやはり必要だと思っております。造幣にいたしましても印刷にいたしましても、ですから、そういう知識を持って経験豊かな者を積極的にお願いすることはもちろんでございます。すし、その中には、かつてこの造幣技術に関して非常に専門的で詳しいOBの人がおたら、しかもこのOBの人が公平公正に業務を執行する人柄であるということが認定されたら、これはあえて活用しても私は差し支えないのではないかと。

決して、OBだからいかぬという前提を持って人選をしてはいかぬ、けれども、最初に申しますように、OBを積極的に活用して、それでもって評価委員会を一定の方向に方向づけてしまおうというような意図を持ってやったらいかぬ、こういうことを申し上げたいということです。

○長妻委員 確かに専門知識等々必要だと思えます。それは評価委員会ではなくて、例えばその独立行政法人の監事とか理事とか、そういう中におられる方がいいわけでありまして、私がすべてを調べたわけじゃありませんけれども、ほかの省庁の評価委員会というのは、その中に官僚のOBの方がおられるというのは、余り、ほとんど例を聞いたことがないわけでありまして、ぜひOBは入れない、一般の常識で判断できるような、株主総会等だてて専門家が全部いるわけじゃありませんので、お願いいたします。

そしてもう一点、この独立行政法人の理事長といたのが今度新しくなりますけれども、これも独立行政法人の趣旨を受けてやはり理事長も、OBの方は理事長にしない。それは理事とか監事の中にOBの方がおられても、それは比率の問題で、ほかの省庁も五〇パーの比率のところもありますし、そういうところがあるんですけれども、その

趣旨はやはり、独立行政法人、自立してやるということ、非常に経営のセンス等々あるわけでありまして、理事長はOBは原則入れないんだ、これは大臣、ぜひ一言。

○塩川国務大臣 この独立行政法人というのは、大体、行政が自分らのラインとしてやっておる仕事を、これをアウトソーシングに移そうということとなんです。起ころが、でございますから、効率化、効率化といましようか、そしていわば行政的、官僚的思考でないという運営をして、業務を拡張、充実したい、こういうことでございまして、それから、それはもう当然、できるだけ民間の有識者を活用するということが当然だろうと思っております。

〔中野(清)委員長代理退席、委員長着席〕

○長妻委員 ぜひお願いいたします。そして、これは独立行政法人になりますと、資産をやはり切り分けて、例えば印刷、造幣等々に分けていくという切り分け作業があると思うんですけれども、これも非常に難しいわけでありまして、きっちりとした基準というのはいわゆる、きつちりですが、これも適正な切り分けが行われますように、細心の注意を払ってやっていただきたい。

あるいは、当然新しい独立行政法人になっても労働組合というのは存在して、働く方もおられるわけでありまして、非常に公共性の強い法人でありますので、経営の安定ということも、ほかの独立行政法人以上に細心の注意を払って御配慮いただきたいということをお願い申し上げます。

次にテーマを移りますと、政策投資銀行、今政府系金融機関、塩川大臣初め一生懸命その民営化といいますが、取り組まれておられます。この政策投資銀行、千三百人ぐらいの方がおられるというところでありまして、このお配りした資料の四を見ていただきますと、日本政策投資銀行からいただいた資料でございますが、平成十二年度の全融資に占める一部上場企業に対する融資の実績というのは半分弱もある。この日本政策投資銀行、一部上場企業に半分弱も融資をしている。資料五を見ていただきますと、これは当方が有価証券報告書で調べたものでございまして、けれども、例えばダイエーに対しても二百五十億円も融資を長期でしている。ダイエーに日本の政府系金融機関が何で融資をする必要があるのか。あるいはユニバーサル・スタジオ・ジャパン、今行客客でにぎわって、連休もするでしょうけれども、そういうところにも融資をしている。

ぜひお伺いしたいんですけれども、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンとかダイエーに融資をするというのは、何で融資をするんですか。

○松川参考人 お答えいたします。政策投資銀行の投融資というのは、企業ではなくてプロジェクトに焦点を当てて行っております。対象としては、政策的に見て必要である、しかしその採算性あるいは事業リスク等から民間金融機関のみでは対応が困難な分野に係るプロジェクト、こういうものを取り上げております。

そして、今お話のありました、個別の融資についてどうなんだというお話でございますが、これにつきましては、金融機関としての守秘義務から詳細にお答えすることはできませんが、今おっしゃいましたUSJにつきましては、パンフレットにも載っておりますので御説明いたしますと、これは大阪を中心とする、今非常に経済が沈滞している大阪を中心とする経済圏の活性化のために制定されました大阪湾臨海地域開発整備法、こういうものがございまして、この法律に基づきまして、地元の大阪市が策定いたしました整備計画に沿って実施された事業でございまして、大阪市を初め地元自治体あるいは経済界、さらには民間金融機関から要請がありまして、それに基づいて融資を行ったものでございます。また、融資に当たりましては、プロジェクトファイナンスという手法で行っております。これも関係者間の適切なリスク分担を図りつつ民間金融機関とも協調して融資を行ったものでございます。

そして、何でこういうのをやったのかということとでございますが、やはり――よろしいですか。○長妻委員 わかりました。今のお話、塩川大臣、聞かれてどうお感じになられたか。私は問題だと思っておりますね、本当に。採算性が余りとれない、民間ではとれないものとか、民間のみでは困難とか、経済の活性化とか。私は、今申し上げたような一部上場企業等々のものは民間の銀行でも十分できる、本当にそういうふうにして、民衆に押し付けられないか、健全な金利メカニズムを破壊しているのじゃないか、こういうふうにお感じになります。

大臣、この資料の六を見ていただきますと、これはきのう大臣も衆議院の本会議で御答弁いただきましたけれども、上が一般の金融機関です。下が政府系金融機関です。不良債権が同じ基準でどれぐらいあるのかというふうなものを比べた表でございます。例えはリスク管理債権、一般の金融機関は六・九％。政府系金融機関は、さっき採算性が困難ということであつたらば、一般の六・九よりもっとでかい不良債権があるのかなと思つたら、実は二・九％、半分以下の比率。では、要注意以下の債権額、これはどうですかと聞くと、上は、一般の金融機関は全体貸出しに占める要注意先以下の債権額は二二・五％。では政府系金融機関は、これはリスクをとるからものと高いんだらうなと思つたら、要注意先以下の債権額は八・六％しかない。政府系金融機関の方が全然いいところに貸し出しているわけですよ。民間がむしろリスクをとって貸しているというふうにしか私は読めないであります。

その意味ではぜひ、小泉総理も声高に言つて、最近では与党三党が今月の二日に何か改革論議当面凍結のようなことを言っているんですけれども、ぜひ政策投資銀行の一部上場の融資というのは、これはもうやめるといふような方針を打ち出しているわけですが、当初よりは一部退後はするとは思いますが、せめて一部上場融資は廃止するといふのを、ぜひ大臣、御見解をお述べいただきたいと思つております。



○塩川国務大臣 長妻さんは大体金融関係は非常に詳しい議員ですから、このことはよく御存じだと思います。

要するに、政策投資銀行というものが生まれました、設立されました趣旨から今日まで、政策投資銀行は一貫して、やはり日本経済の一番難しい分野のところ、スポットを当てて融資をしてきております。それはこれまでやっておりまして、今後ともそういう使命を、やはり使命感を持ってやっておる銀行だと私は思っております。

例えば、さっきおっしゃいました大阪のUSJの問題にいたしても、政策投資銀行が、これが融資をするというのを決めましたので、その腹を決めたので一般市中銀行がそれに協調融資をしてきたということ、これは私は地元でこの問題に関係してありますので、よく知っております。

それでは、政策投資銀行はなぜUSJに融資をしてもいいという腹を決めたのか、融資決定をしたのかといふことが、大阪市がUSJの会社に對して、若干ではございますけれども、出資をいたしました。そのことによって、地域開発に對するUSJの意向というものが酌み取れて、それに周辺地域が、ぜひ開発の施工を伴ったもの、そして京阪電車がそれに鉄道を入れていくという、一連のプロジェクトが完成いたしましたので、そういったしました。そのように、USJは上場会社じゃございませんから、上場であろうが上場でなくても、必要な、いわば銀行の使命によって、それによって融資をしておるといふことでございます。

ですから、これの問題にしましても、リスク管理しておるのが少ないというのは、やはりそれだけのプロジェクトに對するいわば事前調査というものがありまして、それがやはりこれを率いてきておるといふことであります。

それから、要注意事項の債権が八・六%あるとおっしゃいますけれども、これはほとんど、私は十分知りませんけれども、これは第三セクター、地方自治体と民間のやりました第三セクターに對

する貸し付けが多いのではないかと。第三セクターの貸し付けは、往々にして、フィージビリティを重点にするのではなくして、地域の要望によって動かされるという性質がございますので、その点、私はこの八・六%というのは若干残念だなと思っておりますけれども、これはまた別の対策と申したい、こういうことです。

○長妻委員 今、塩川大臣が言われたのは、この資料六で、本日に政府系金融機関の要注とスクリュー管理の比率が一般の金融機関より高ければ、今言われたことはある程度そうかなと思っておりますけれども、低いわけですね。非常にリスクをとってないという実態があるわけでありまして、それと、ぜひ大臣、直接銀行に本音を聞いていただきたいと思っておりますけれども、やはり民衆に押し付けられているという状況は、ぜひ大臣、前向きに、政府系金融機関の改革ということが、方針を年末までに出すということでありまして、ぜひ政策投資銀行に對する前向きな改革の御決意を一言いただきたい。

○塩川国務大臣 前向きに改革する、これは私も賛成でございます。ただ、先ほどおっしゃった中で、市中銀行よりも不良債権が多くなければならないという考え方、これは長妻さん、何としてもこれはちょっと認識を変えてもらわないかと思っております。

と申しますのは、現在の市中銀行が不良債権をたくさん持っておりますのは、かつて、十年ほど前のバブルの盛んなときに、そのときに使ったお金の使われと無理やり融資していった。しかも開発志向の融資。それが焦げついておるのであります。これは、銀行が招いてきたいわば災害なのであります。ところが投資銀行、私は別に投資銀行と縁があるわけじゃございませんけれども、政策投資銀行は、自分らの銀行の設置した目的に忠実にやっておったがために、したがって不良債権の比率が低いということでございます。その点は認識を変えてもらわないかと、ちょっとこれは議

論が違ふと思ひます。

○長妻委員 バブルのときの引きずっているのも確かにありますけれども、かなりの部分はその後、今も含めて新規発生の不良債権、民間はあるわけでありまして、民衆に押し付けられている。これは絶対あると思っておりますので、ぜひ大臣、何か小泉内閣発足後のあの威勢のいい政府系金融機関の改革論が非常に後退したようなイメージがありますので、ぜひお取り組みをいただきたいと思ひます。

時間もありませんので、次の……(塩川国務大臣)「ちょっと待ってください」と呼ぶと、時間もありません、時間も、さっきちょっと時間をとりましたので、みずほのシステム障害についての質問に移らせていただきます。

これは昨日、新たにまた未処理、四十万件に及ぶ振替のミスというが発覚をしたということでも、もう毎日毎日新しい状況が明らかになってくるわけでありまして。

この資料一というのを配りましたのをごらんいただきますと、これは金融検査マニュアルという、金融庁の検査官の方が検査をするときのマニュアルでございますけれども、その中にシステムリスク管理態勢の確認検査用チェックリストというのがあります。これはコンピュータを含まれたシステムのチェックが何ページにもわたっております。

その中の一ページだけを抜粋したものでございますけれども、例えば(4)「テスト等」と書いてあるんですが、これはコンピュータ稼働テストですけれども、例えば(2)に、テストやレビュー不足が原因で、長期間顧客に影響が及ぶような障害や経営判断に利用されるリスク管理用資料等の重大な誤算が発生しないようなテスト実施体制を整備しているかどうか、これもちゃんと見なさいと。あるいは、この下の(5)では、検収に当たっては、内容を十分理解できる役職員により行われているかどうか、こういうような項目がずらっと並んでいるわけでありまして。

私が金融庁にお伺いしますと、昨年の三月二十六日から六月十九日、三カ月ぐらいい、みずほになる前のまだ三つに分かれた銀行、富士、一勧、興銀に立入検査を金融庁はした。当然このシステムもきちっと見たというふうなお話であります。ところが、今回、こういうふうな大変な事態、下手をするとか大きな金融不安を招きかねない事態にまで拡大したわけでありまして、きちんと、本日にシステムの検査をしたのかどうかということも、検査の結果は通知されるわけでありまして、このシステムリスクの検査というのは当然行うわけでございます。

三月から六月まで立入検査をして、その結果を十月に検査結果通知という形で通知をいたしておるわけでございますけれども、そのときに問題になった主たることというのは、こういうスケジュールで進んで本日にテストの時間等が確保できるのか、その点、懸念があるということでございます。そして、その後に、今度は監督の方に話が行きまして、そして監督当局としては、その後の進捗状況、検査でこういうこと指摘があったけれども、その後これがどうなっているかというふうな形で報告を求めるといふことで進みまして、その都度の監督当局の求めに對して、かくかくしかじかで万全を期しておりますといったような旨の返事があって、その後、時間が経過していった、こういう状況であったということでございます。

○長妻委員 監督というのと、高木さんがおられる金融庁の監督のことだと思っておりますが、今のお話でありますと、今のお話のとおりだとしますと、ある意味では金融庁が、だまされてきたという表現はいいのかわかりませんが、銀行の申し出をうのみにしてしまつたという表現がいいのかわかりませんが、検査をして、その後、いろいろ

システムの点があつて、そして金融庁の監督の方に移つて、それを指導をいろいろしていた。ところがみずほの方は、万全であるというような報告が来ていた。それで時間が経過して、今日に至つてしまつた。

そうすると、金融庁は、万全だと言われて、はい、そうですかとうのみにしてしまつた、この責任はどうお感じですか。

○柳澤國務大臣 このところは、検査において指摘をしたということがまず非常に大事な点でございます。

この点は、先般、私、全文テキストを入手とまではいきませんが、事務方から報告を受けたところと、前田みずほの持ち株会社の社長も、検査当局の検査を受け、テストの時間等が十分確保できるか等を中心として厳しい指摘をもらつていましたということも言つておりましたように承知をいたしておりますけれども、やはりそういう厳しい指摘があつたという前提のもとで、対象である金融機関としては努力をしたということとございまして、その指摘で我々が免責をされるまで言うつもりはありませんけれども、私どもとしては手順を踏んで行くべきことを行つてきた、こういう認識をいたしております。

○長妻委員 ちょっと重大な責任が金融庁にも私はあると思うんですが、指摘をして言うことを聞かなかつたらそれまでよというんであれば、高い税金を払って金融行政を任せている意味がないわけでありまして、やはりそれを是正させるということを粘り強くするということが重要であります。もし本当にできないのだったら合併統合を延期するとか、そういう最終的な指導まで責任を持つてやるというのがやはり金融庁ではないかというふうに考えておりました、そうすると、柳澤大臣は、この件、検査できちんと指摘をして改善できなかったという点は責任はないというような御見解でございますか。

○柳澤國務大臣 これは、いつも長妻委員、責任論をなさるわけですが、責任というものの

構造、これはまあ、故意それから過失それから不可抗力、結果責任ともいうことですけれども、そういうことの中で、不可抗力であってもこの結果については責任を負う、結果責任ということであれば、これはもうすべてのことについて、起こつたことがエラーであれば責任を負うわけでございませけれども、政治としては結果責任ということをよく言われますけれども、私はやはり行政というものは、私の責任は、政治家として責任はありますよ。結果責任ですから、何が起ころうと結果責任を負います。ですけれども行政の責任、私、今行政の長としての責任を申しているのですけれども、行政の責任というものは、手順が踏んである。故意はないことはよりのこと、過失というふうなことにしても、私はそんなに大きい程度にあるというふうには思つておりません。

○長妻委員 今、政治家の責任と行政の責任、行政の責任だけのお話をされましたけれども、私は重大な責任があると思つています。今後、ぜひシステムの検査というのもしちゃんと、今四人の方が、民間からシステムに詳しい方が中途で入つて検査官をされているというふう聞いていますけれども、もっときちんとコンピューターの研修を、私も、大学を出てからすぐにはコンピューターメーカーにおつて銀行にコンピューターを販売していた経験もございまして、今回、二年でこんなメガバンクが二つが一つのシステムになるなんというのは到底、私の感覚ではやはり五年ぐらいかかるような大仕事でありますので、ぜひ本当の専門家を養成していただきたいというふうに思つています。

それで、今の質問に関連しまして、金融庁の指導や検査の結果というものをどの程度重きを置かれて銀行が受けとめていられるのか、あるいは、どの程度その結果通知を銀行が真摯に受けとめて素直に改善しているのかというふうなことで、今、意見申し立て制度というのを銀行が持つていっているというふうに聞いております。これは、金融庁が検査結果を通知すると、それにちよつと従えない、異

議ありという金融機関は意見の申し出ができる、こういう制度だということでありませ。

平成十二年の一月から現在までに、十三の金融機関から百七十六件の申し立てがあつた。金融庁の検査結果はちよつとおかしんじゃないのと百七十六件あつた。そのうち、八十六件は金融機関の申し出どおりになつた。金融庁が金融機関からクレームというのか、これは違うんじゃないと金融機関から言われて、半分ぐらひは、ああそうでした、金融庁の検査はおかしいんでした、済みませんというふうな形で金融機関の言い分をとつたということでありませ、何か頼りないような気がするのでございませ。

半分も申し立ての中でそのとおりということでありませけれども、これは大臣、どういうふうな認識されておられますか。

○柳澤國務大臣 これもどういうふうに読み取るかということですが、意見の申し出というのは、やはり金融庁の言い分を、大半はまず意見の申し出に至らなくて、金融庁の判断というものを恐らく銀行が受け入れたらなろうと思つておられる。それで、最後までどうしてもそこところ、金融庁の見解と意見の一致を見ないところが恐らく意見の申し出という、まさにマージナルな部分でございませ、まことにマージナルな部分でございませ。

その結果、半分も出るんだから頼りないと思つておられる。これはまああり得るかもしれませませんが、半分は、検査局全体としては上下はないんですけれども、そのオンサイトに行かなかつたオフサイトにいるものが、半分はオンサイトの主張というものを變更しているということ、私としては、この制度が、むしろマージナルなものである、しかしマージナルなものについて申し出があつたものについては、半数はオンサイトの意見を修正しているということ、この制度が機能しているというのをむしろ示しているんだらうというふうな考えておられます。

○長妻委員 ぜひ、検査をして、そしてその後それが是正をきちんとされるというような指導を粘り強くしていただきたいということをお願い申し上げます。

特別検査の結果が今日の午後、大臣が記者会見で発表されるということ聞いておりますけれども、もうマスコミでは三日ぐらひ前から全部データが出て、全部同じ数字でありますから、これは間違いないと思つてございませ。

この特別検査は、各行の融資残高が百億円以上の大口融資先のうち、株価格付が大きく変化したところ百四十九社、債権額十二・九兆円、これが対象になつていませ。それで、結果としては、うち、会社数でいえば四八％の会社、債権額でいえば五八％の債権額が、債権の評価を落とさなさいということと落とされた。つまりは、引当金を積み増した、積み増し要請したということになつてありますけれども、これは半分以上の債権額が査定がおかしいということでありませ、これまで厳格な査定をしていたとずうつと言ひ続けておられたにもかかわらず、こんないいかげんだったのかというふうな感想を一つは私は持つたわけでありませけれども、大臣、いかがですか。

○柳澤國務大臣 コメントは、今の数字について申し上げるという段階では私はないというふうに思ひませ。私ども、正式に発表させていただきますから御議論をいただきたい、こういうふうに思つておられます。

ただ、こゝでちよつとだけ今のようなお話について申させていただけますと、今度のことは、何と申しますか、自己査定について、あるいは決算について検査が入つたというものは実はないわけでございます。ですから、非常に特別な性格を持つていられるということで特別検査ということをやつていられるわけですが、検査という言葉を言つていられるわけですが、自己査定に市場の評価などをちゃんと入れていませぬというのを確認して、銀行当事者と、それから外部の監査人と検査当局とが、いわば三者協議をするというふうな

ことで進んだということであり、銀行側がこうですと言ったものを検査したということでは実はないわけでございますので、そのところだけちょっと認識を正しいものにしていただければありがたいと思います。(長妻委員今の質問の御回答は、質問の感想は「こぼる」)

だから、その点についてはコメントいたしません。今、数字についての立論をなさいましたので、それについては私、数字そのものを今発表している段階ではありませんので、コメントをいたしません。

○長妻委員 私、これは問題があると思うんですね。いつもそうなんですけれども、国会では正式にまだ数字を発表していない、だからそれに対する議論はできない。しかし世間では、特に報道では、ぼんぼんそういう話が、もう数字が具体的に持っている。世間はもう、アナリストも市場も含めて、特別検査の結果はもう出ているということで全部動いているわけです。国会は本当に一周、二周、三周おくれで、正式発表まで何にもコメントできません、できません。

この数字が、今世間で報道されている数字が本当であれば、違う数字であればそれはそういうことも言えるかもしれませんけれども、本当であれば、その部分に対してはやはりコメントをしていただかないと、この数字が漏れたのは金融庁から漏れているわけですから、理屈で言えば、大臣、コメントしてください。

○柳澤國務大臣 私、報道についてコメントするということは差し控えたいと思います。

○長妻委員 まじめに答えて、ちゃんと、きちんと答えてください。ちょっと検討してください。(発言する者あり)

○坂本委員長 長妻君、質問を続行してください。○長妻委員 ですから、例えば経済財政諮問会議でもそうですよ。あの結果も、正式な発表前に全文が新聞に出るじゃないですか。それで国会での議論は、いや、まだ正式に発表していないから議

論できません。これは、漫画と言ったら失礼なかどうかわかりませんが、本当におかしな話だと思えます。(発言する者あり)国会軽視だと思えます。そのとおりだと思います。

ぜび大臣、今私が、先ほど申し上げた特別検査の結果の数字は、全部の、かなり多くの報道と同じ数字が出ているわけですから、金融庁から漏れているわけでしょう。ぜびそれについての、感想というのはこの報道への感想ではなくて、今申し上げた数字、この数字が、これまで厳格な査定をしていない、こういういいかげんだったのかと私は感想を持ったわけで、それに対して、大臣はこの数字に基づいてどういう感想を持たれたのかということをお答えください。議論できませんから、国会で。

○柳澤國務大臣 政府の数字というのは、まさに発表のその瞬間まで、これはいろいろ変更の話だっており得るわけです。ですから我々は、政府の数字として議論の根拠にさせていただくためには、正式発表を待ってやっていただくということがやはり筋でしょう。

これは、長妻委員もいづれこっちに来たら同じことをおっしゃいますよ。よく考えてごらん下さい。新聞が先に何かどこから持ってきた数字があつて、それについて議論しましょうなんていうのに答えられますか。答えられませんか、そんなものに。

○長妻委員 納得できません。国会の議論ができません。(発言する者あり)

○坂本委員長 速記ちょっととめてください。(速記中止)

○坂本委員長 速記起こしてください。

○柳澤國務大臣 政府の作業の数字あるいはいろいろな調査の事項というものについて、マスコミの方々も自分の職責上一生懸命を追いかけられるということは、これはもうずっと、最近の政治経済の局面ではいろいろ起ることでござい

しかし、それから、ちょっと失礼しました、問題は漏らしたのかということですが、私どもは、このような報道が事前になされる、あるいはそれが、私の数字を別にエンドースするわけでも何でもないですけども、そういうようなものについては、私は遺憾千万だと思っております。

○長妻委員 納得できません。答えていないですよ。ここで議論しようと言っているのに、だめです。ここで議論しようと言っているんです。世間でももう全部議論しているんですか。この場所だけで何で議論できないんですか。マスコミ報道の数字が違ふなら違ふと明言してください。(発言する者あり)

○坂本委員長 ちょっと速記とめて。(速記中止)

○坂本委員長 速記起こしてください。

○柳澤國務大臣 政府のいろいろな作業結果について関心が深いことはよくわかっておりますけれども、やはり、作業の経過、途中経過あるいは作業の一部というふうなものを先走った形で報道しようというその気持ちはわかるんですが、もしそうならば、確認とか何とかをするというふうなのが私は報道機関としてのあり方だろうと思っております、こうした事態については極めて遺憾だと考えております。(発言する者あり)

私、今の答弁につけ加えますけれども、このような事態は極めて遺憾でございます。我々としては、こうした事態が起らないように最善の努力を今後はいたしたい、このように考えております。

○長妻委員 私が申し上げた趣旨は、そういうことでもあるんですけども、もうちょっと別のところにあるんですね、今申し上げたのは。

私もかつてはマスコミにもおりましたので、申し上げたいのは、国会の議論というのはいつもそうなんです。先ほど経済財政諮問会議の話もしましたけれども、既に報道に全部出ている、紙が回っているわけです、はっきり言えば、とこ

ろが、発表までは国会では正式じゃないから議論をできない。

私は、情報をすべて出してはいかぬ、出した人間を処罰しろ、こういうことを声高に言っているわけではありませんが、出た時点であれば、それは捜査情報とか重要な情報は別ですよ、守秘義務違反ですから処分しなさいいけないですけれども、出た時点で、その情報が本当の情報であれば、それはもうわかるわけですから、本当の情報であればこれは議論をしましうと。もう出た時点で責任は金融庁にあるから、本当の情報だ、もう出た時点で、もう世間は議論しているんだから、それは議論をする。もしそれが違う情報であれば、きちんと打ち消す義務が金融庁にはあるわけです、世間はそれを信用して動いているわけですから。

私が申し上げたいのはそういうことでありまして、この場だけ隔離されたような形で、正式発表までだめだ、だめだというんじやなくて、もうそういう報道があつて、金融庁から出ている、そしてそれが正しい数字であれば、その部分に関しては大臣は認めてここで議論をする。こういう姿勢を持たないと、このテーマだけじゃなくて、ずっとこういうわけのわからぬ、国会が二周、三周、五周おくれで議論をするということになるので、その趣旨を言っているんです。

ぜび大臣、御理解いただいて、今の私の発想に対して見解を言っていたらと思います。

○柳澤國務大臣 政府の発表、これはいろいろな作業を経て最終の意思決定を行われるものでありまして、やはり国会のように権威のあるところは、そうした正式の発表に基づいてきちっとした御議論をいただくのがよろしいんじゃないかと私は考えております。

○長妻委員 今の発言も、私はちょっと違うと思うんですけど。このスピードの、一分一秒を今マーケットというのはもう動いているわけでありまして、世界のマーケットも。これは言うまでもないことでありますけれども。

今報道されている数字は特別検査の根幹の数字だと私は思うんですね。これがもう外に二、三日前から出て、全部もう特別検査の発表は終わり、世間はそういう形でアナリストも含めて動いてきているわけです。ここだけが、時代に取残されたように、まだ正式発表があれですから、それまであれだと。もう全然対応もくそも、金融危機にこんな姿勢をとって、対応ができないわけです。

もし大臣がそういうふうと言われるのであれば、絶対に漏れないような仕掛けをつくらないと、ぼろぼろ漏れるような仕掛けをつくらなくて、そういうことを言われるというのは、私は筋が通らないというふうに思いますので、ぜひ大臣、今後はこういう議論がないようにしていただきたいというふうに思います。そして、出てしまったものは、正しければそれは認めて国会で議論するということにしないと、特に金融行政はまずいと思います。

最後に、一問質問をさせていただきますと、この特別検査の結果を、今、報道どおりだと私は考えますと、対象が非常に少ないのではないかと。これだけのものでも、こういう結果が出たということも、もっと対象を広げていただいて、きちんとした査定の変更というのをするべきである、今後特別検査されるということでありませうけれども。

そして、一つ興味深いのは、この資料二に石原慎太郎東京都知事の会見の議事録の抜粋を書かせていただいたのでございますけれども、ある意味では東京都というのは金融機関にとって非常に大きな顧客、超大規模な顧客のうちの一つだと思っておりますが、これは、石原知事の認識が柳澤大臣は間違っていると言われるかもしれないけれども、こういう最大の顧客である東京都のトップがこういう発言をされているわけです。

指定金融機関の見直しなんとも考えますかという記者の質問に、「当然ありますよね」との中間の下に「まあ要するに、一銀行を除いては、ほとんどが何とかな、まともじゃない状況

になつてゐるんですよ。国はずいぶん隠してきたけれども、隠しきれなくなつたわけだからこういうような、非常に金融行政に対して不信任を最大規模の顧客が持っているわけでありませう。

○長妻委員 いや、さつき時間がとまっていますから。時間が来ていますからね。

○坂本委員長 それも踏まえた上でだから。最後に一問、短いですが。

○長妻委員 いや、さつき時間がとまっていますから。時間が来ていますからね。

○坂本委員長 それも踏まえた上でだから。最後に一問、短いですが。

○長妻委員 いや、さつき時間がとまっていますから。時間が来ていますからね。

○坂本委員長 それも踏まえた上でだから。最後に一問、短いですが。

○長妻委員 いや、さつき時間がとまっていますから。時間が来ていますからね。

○坂本委員長 それも踏まえた上でだから。最後に一問、短いですが。

○坂本委員長 ちょっとルールを守ってください、ルールを。

○長妻委員 塩川大臣にお伺いするんですが、今、財政赤字、国、地方を合わせて六百兆円を超えるということでありませうけれども、これを全部完済するには何年ぐらいの見込みがあるというふうに思われますか。

○塩川国務大臣 これは、長期の予測でございますから、今直ちに私は答えるしつかりしたデータを持っておりませんで、後刻、勉強して、お答えする機会があればお答えしたいと思っております。

○長妻委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

時間が大変短いので、提案された三法案に絞ってお聞きをしたいと思ひます。特に、造幣、印刷事業の経営形態のあり方の問題についてお聞きをしたいと思ひます。

造幣局と印刷局の事業というのは、これまで国営企業という形態をとってきたわけでありませう。そして、その結果、大きな成果を上げてきたというふうに思ひます。

例えば、造幣局は、明治政府によって創設をされました。明治四年に大蔵省造幣寮として操業を開始した。それ以来、百三十年間にわたって我が国の貨幣の製造を一貫して行ってきた。現在、年間約三十億枚程度の貨幣を製造しているというところであります。

また、印刷局も、明治四年、同じ年に大蔵省紙幣司として創設をされて、百三十年間、我が国の紙幣の製造を行ってきたわけでありませう。年間約四十億枚の日本銀行券の製造を行っている。これは、先進国では二番目の大変大きな数でありませう。世界的に見ても製造量は四番目であるというところでございませう。印刷局では、大変独自の技術を開発しまして、偽造の世界一少ない銀行券であると

いうことで高く評価をされているわけでございます。そこで、財務大臣に前提としてお聞きをしたいわけですが、貨幣と紙幣というのは一般の製造業と違うわけですね。お金の製造であります。一般の商品の製造とは根本的に違うというふうに思ひます。大臣は、この業務の特殊性、これをどのように認識をされているか、まず最初にお伺いしたいと思ひます。

○塩川国務大臣 これは、申すまでもなく、国家の重要な根幹をなす行政の一翼を担っておるものでございませう。それは、貨幣の発行権と貨幣の管理権というものが国にございませう、今回は製造技術、製造の部分だけアウトソーシングにして、それを独立行政法人とした、こういうことであります。

○佐々木(憲)委員 国家の根幹をなすものである。その貨幣製造には、これは平成十一年、一九九九年三月二十六日の「今後の造幣・印刷事業の経営形態について」という懇談会報告書が出ておりました。この中で、貨幣の製造には市場原理が働かない要素が大きい。したがって、効率化という場合も、民間企業と違って同じような経営指標を掲げるといふのは難しい。簡単に言えば、利益を追い求めるというような原理は本来働かないんだと。それから、貨幣の製造というのは、国の経済行為の根幹を支えるものである、したがって技術的な面でも十分に高い配慮が必要である、こういうふうな指摘がなされているわけでありませう。

したがって、一般の製造業と違ひまして、お金の製造、通貨の製造というのは、国民の信頼がなければこれは成り立たないと思ひます。つまり、このお金に対する信頼、この信頼というのは何によってこれは担保されているか、大臣はどのようにこの点はお考えでしょうか。

○谷口副大臣 今、佐々木委員おっしゃったように、通貨の信頼というのは非常に重要なポイントだということに思ひます。偽造が行われると、偽造の世界一少ない銀行券であると

いうことで高く評価をされているわけでございます。そこで、財務大臣に前提としてお聞きをしたいわけですが、貨幣と紙幣というのは一般の製造業と違うわけですね。お金の製造であります。一般の商品の製造とは根本的に違うというふうに思ひます。大臣は、この業務の特殊性、これをどのように認識をされているか、まず最初にお伺いしたいと思ひます。

○塩川国務大臣 これは、申すまでもなく、国家の重要な根幹をなす行政の一翼を担っておるものでございませう。それは、貨幣の発行権と貨幣の管理権というものが国にございませう、今回は製造技術、製造の部分だけアウトソーシングにして、それを独立行政法人とした、こういうことであります。

○佐々木(憲)委員 国家の根幹をなすものである。その貨幣製造には、これは平成十一年、一九九九年三月二十六日の「今後の造幣・印刷事業の経営形態について」という懇談会報告書が出ておりました。この中で、貨幣の製造には市場原理が働かない要素が大きい。したがって、効率化という場合も、民間企業と違って同じような経営指標を掲げるといふのは難しい。簡単に言えば、利益を追い求めるというような原理は本来働かないんだと。それから、貨幣の製造というのは、国の経済行為の根幹を支えるものである、したがって技術的な面でも十分に高い配慮が必要である、こういうふうな指摘がなされているわけでありませう。

とになるわけでございませぬ、まさに大臣がおっしゃっておる通りに、通貨というのは基本的な大変重要な柱でございませぬから、極めて重要だということに認識いたしておるわけでございませぬ。

ただいまの御質問は、通貨の信託というものはどういふことなんだということにございませぬが、通貨の信託を担保するものといはしまして、例えば、一つは、国民が必要とするときに確実に存在する、すなわち、経済の状況に応じて必要十分な量が安定的かつ確実に製造、供給されるということなんだらうというふうに思ふわけでございませぬ。また、二点目は、国民が真正な通貨であることに疑念を抱かずに使用できる状態にある、具体的に、偽造通貨の流通が防止されておるといふようなこと。三点目が、国などの機関がその権威をもって通貨を発行しておる、このような基準が挙げられるというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 その三点というのは大変重要だと思ふですね。国などの公的機関がその権威をもって通貨を発行している、そういうふうな今までもやっていたわけでありませぬ。

そこで、とりわけその中でも、偽造されない通貨というものが大変重要だというふうな思ふわけです。日本の場合、どのような点で偽造できない通貨の製造という点でございませぬか、国際的に見るとその点の日本の特徴はどこにあるのかというのがある。それから、偽造通貨、これはたまたま発生するわけですが、日本の場合この発生率は何%か。それから、国際比較で数字的に日本が偽造率が低いという根拠、この点について具体的に回答をいただきたいと思ひます。

○寺澤政府参考人 お答え申し上げます。

我が国におきます偽造銀行券の発生割合は、これまでどのところ低いと思料しております。具体的にどれぐらいかというの、ちょっと古い数字で恐縮でございませぬが、銀行券につきまして世界各國と比較いたしますと、一九九六年に発見された偽造銀行券の押収額は、ドル換算ベースで十萬ドル程度にすぎませぬ。アメリカ・ドルの約二

千分の一、イギリス・ポンドの約五十分の一、フランス・フランの約三百五十分の一、ドイツ・マルクの約二百七十分の一となつておりまして、先進國の中では一番低い数字になっております。

○佐々木(憲)委員 大臣、ここで今数字を示されたわけですが、このような日本の通貨の偽造の比率が非常に低いという点は、やはり今まで国営企業でしっかりと技術者を養成し、そして技術開発を積み上げてきた、こういう成果だつたというふうな思ひますけれども、大臣もそのように認識されておりますか。

○塩川国務大臣 私も全く同様であります。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、今後の経営形態を考へていく場合、これをより一層高めていくことが経営形態を考へる場合に大変重要だといふふうな思ふですね。

そこで、今後の造幣、印刷事業の経営形態で求められる条件、通貨の製造に当たって必要とされる条件、これはどういふものかというふうにお考へてはいかがでしょうか。

○塩川国務大臣 まず第一に、その業務を国家が完全に保障しておること、これが大事だと思つております。それからもう一つは、通貨並びに紙幣というのは、それぞれの工業技術の成果、あるいは工芸技術といひませぬか、そういうものの成果が織り込まれたものでございませぬ。市場性はございませぬけれども、それだけに、より一層高度な、知的な、芸術的な、そういう発想を求められているものでございませぬから、それに適応するような開放的な経営をやはり保障してやらなければいけません。この二つのことが大事だと思つております。

○佐々木(憲)委員 国家が保障しなければならぬ、技術の成果が盛り込まれたそういうものでなければならぬ。そこで、お聞きをしたいんですけれども、そうしますと、現在の国営企業形態を変えなければならぬ理由というのとは出てこないわけですね。今

までの国営、つまり国が責任を持つ、国家が保障している、そういうものであったからこそ、現在の通貨の信託が確保されてきた、国民の信頼を得ていた。したがって、これを変えなければならぬ理由というのとは一体どこにあるのか、私は全く理解できないわけにございませぬ。経営形態が国営だから何かまずいことがあったのか。大臣、どこがまずかったんですか。

○塩川国務大臣 権威を保障し、それから、製造の規格、生産、そういう一連の造幣並びに印刷の作業に対しては、国は公法をもって、この独立行政法人という公法をもってこれを保障しておりますから、国営と全く変わらない。一方におきまして、独立行政法人のいわば特徴といはしますことは、自分らの創意工夫が十分に作業の中に生かして、今までの造幣局並びに印刷局でございませぬ。余りにも官僚的な発想からの作業の制約を受けておる、これを開放する必要があるということにございませぬ。

○佐々木(憲)委員 官僚的な発想といはしますが、その官僚的な発想でどういふ点があつたのでしょうか。

○塩川国務大臣 やはり創意工夫は、その場その場におきまして、いわば規則と習慣とによつて拘束されておりますことは、これはやはり開放的ではないと思ひます。

○佐々木(憲)委員 どうもよくわからないですね。創意工夫、今までも創意工夫が行われてきて、技術者が保護され、また技術者を育成し、そしてそれが日本の通貨の製造に大きく寄与してきた。何かまずいことがあつたかという、何もまずいことは今まで指摘されていないわけでありませぬ。

むしろ、これは先ほど紹介した懇談会報告書、これを見ますと、現在の国営形態に必要な条件を満たしている、こういうふうな書かれておりまして、「世界に冠たる偽造防止技術の開発により桁違いに低い偽造通貨発生率になっている」これは

先ほどから指摘されている点ですね。それから、「職員の高いモラルが十分発揮されている」したがって、「現状の国営企業形態が特段の問題なく機能してきたと認められる。また、質の高い通貨を製造しつつ、これまで合理化・効率化にも取り組んできていることを考えると、国営形態をどうしても変えなくてはならない」と言へないという意見があつた。「こうした観点から、経済的目標達成の上では、国営形態が引き続き望ましいのではないかと」意見が多かつた。つまり、国営形態が望ましい、国営形態で今後とも引き続き行ふべきではないかという意見が多かつた、こういうふうな指摘をされておるわけですね。

「国営維持の場合には貨幣・日銀券の製造のみを担当し、その他の業務は他の形態に移行すべきだ」との意見が存在する。しかし、そのような狭い分野のみで国営を維持していけば、かえつて経営の効率性や技術的な相互補完の関係などを考慮した場合適当でないという意見が大勢であつた。ですから、国営形態でこれまでもやつてきて、大きな成果を上げたし、これからは国営形態で経営を行つていくということが適当であるというのが大多数の意見だ。だから、中からこれを変えなければどうにもならぬという状態ではないかというの、この報告書の結論であります。

「現状の国営形態を変えなくてはならない積極的必然性はないし、難く、両局を独立行政法人化する意味に乏しい」という意見、独立行政法人化はこれまでの良い面をかえつて失わせることになるのではないかとこの意見もあつた。ということです。

ですから、今回出された法案は、先ほどの大臣の提案説明によると、閣議決定されたいわば方針があるので独立行政法人化しなければならぬという説明はありましたが、内部からこういう国営形態を変えなければならぬという必然性は、今までの大臣の答弁あるいはこれまでの報告書などの中身を見ましても全く出てこない、こういうことだといふふうには思ひますけれども、大臣、どのようにお考へでしょうか。

○塩川国務大臣 先ほど御丁寧にお読みになりました報告書、それは共産党の報告書ですか、どこの報告書ですか。

○佐々木(憲)委員 これはまたえらいこと、変わったことを、とんでもない発言をされますが、我々がこんな報告書を出すはずがございません。

これは政府が依頼をして、造幣・印刷事業の経営形態等に関する懇談会、座長は奥村洋彦氏であります、この方が、十回にわたって検討を進め、造幣、印刷事業の今後の経営形態のあり方等について意見の取りまとめを行った。ですから、これは財務大臣、明らかに政府が諮問をして、それでこういう報告書がつけられているわけでありませぬ。何で共産党がこんな報告書をつくらなきゃいけないんですか。そんなことは全然、撤回してください。

○塩川国務大臣 わかりました。

そのことからいうと、何かええと取りで今報告されるから、それじゃそれは共産党のですかと。御都合のいいところだけおとりになる。

この報告書を私もちょうと読んでみましたが、懇談会の報告書ですね、そこを読みましたが、最後の結論は、このような良好な労働関係の維持に十分配慮して独立行政法人の検討に資すべきであるということをしておりまして、この良好な関係というものはこのままずっと維持していくわけで、でございますから、国家公務員としての地位を完全に保障していくということが盛り込まれておる。

一方におきまして、これのメリットというものをあえて申しますならば、今まで両事業、つまり印刷と造幣の事業でございますが、要するに計画が、当事者であるところの財務省、昔の大蔵省から天下りでおろしてきて、その枠内において作業をやってきた。しかし、最近のあらゆる技術というものは非常に進歩発達しておりますから、自分ら、創意でとり得るものは生かしていきたいということがございます。

だからといって、国家の事業としての経営が放

漫になっていかぬということ等もございまして、計画の中において確実に業務をする。その計画は国においてこれを承認していく。つまり、財務大臣が承認した範囲内において、実施については自由を確保するようにする、こういういい点を取り入れたものでございますので、先ほど佐々木さんのおっしゃるのと、大分見方を変えたと変わってくる、物の見方によるということでありまして、御検討いただきたい。

○坂本委員長 佐々木君、時間が来ましたので、御協力願います。

○佐々木(憲)委員 先ほど共産党の報告書だといふふうにおっしゃったことは、撤回されるわけですね。

○塩川国務大臣 共産党の報告でないということばかりです。

○佐々木(憲)委員 したがって、これは政府の報告書であり、私が引用したのは、一番根幹の部分を用いたわけでありませぬ。どうしても独立行政法人にする場合にはこういう条件をつけるべきだということがここに書かれているだけでありまして、今の国営企業形態を変えなければならぬという必然性はここからは出てこないということをご改めまして、時間が参りましたので終わります。

○坂本委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀でございます。よろしくお願いたします。

今回の三法案につきましては、私も賛成でございますので、殊さら、死んだ子の年を数えるような、因縁をつけるつもりはございませんが、何点か、これは塩川財務大臣に御確認したいことがございます。

といいますのは、幾つか御質問を用意させていただいているんですが、参議院の方で何かあると思うので、そのことも配慮いたしまして、先にご覧のと、大臣に聞けるところだけ先に聞きたいと思っております。

むしろ、その話を聞けば基本的に私の質問は終わっちゃうわけですが、まず、この造幣、印刷事業につきまして、九九年の四月二十七日、二〇〇〇年十一月一日、二度閣議決定で、独立行政法人化に当たっては、通貨製造業務の特殊性を考慮し、その特殊性に基づき、安定的な雇用関係に配慮しつつ、必要な措置を講ずることとされておりますが、改めて確認しておきたいわけですが、ここでも通貨製造業務の特殊性ということがありませぬ、それについて、一言で結構ですから、御答弁いただけますか。

○塩川国務大臣 この両業務の特殊性ということはいずれも貨幣を供給しておること、これが事業の主体でございます。印刷も造幣も両方でございます。そのほか、いろいろな附帯業務をやっておりますけれども、これは、事業の附帯したものと、技術を錬磨する上からの必要な事業としてやっておると思っております。一つは、先ほど言った通貨の確保、それからもう一つは、絶えず、連続して供給して安定供給をしておることでございます。連続して安定供給をしておるといふ事業であるということが一つ。それからもう一つは、一番大事なことは、偽造に対しては非常にシビアな、絶対偽造させない技術を開発して、それを恪守していく、守っていくということをやっておる、こういう特殊な事業であるということでございます。

○植田委員 そのとおりです。あえて聞くまでもなかったかもわかりませぬけれども、ちなみに、この閣議決定で、繰り返しますと、通貨製造の特殊性及びその特殊性に基づく安定的な雇用関係への配慮ということもあるわけでございますが、今回、この部分、法案においてはこのように反映されているのか、その点もお願いいたします。

○塩川国務大臣 全文を読んでいただいたら、きちっとそれは書いてあります。

○植田委員 私に読めと。私もちゃんと読んできています。

要するに、では言いますよ。具体的に、もう一回これは確認をしているわけですからね。(発言する者あり)ええ。とおっしゃっていますね、そのとおりですよ。もう一遍言いますね。疲れてはるんやったら言います。

両独立行政法人が行う通貨製造業務は財務大臣が定める製造計画に従って実施する、偽造防止技術等通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがある契約を締結するときは財務大臣の承認を得る、偽造に対処する必要がある場合等緊急時には財務大臣が必要を要請を行うことができる、両独立行政法人ともその職員は国家公務員として守秘義務を課す等あるわけでございますね。

それをちゃんと言うてもらうたらよかったですよ。確認を求めていくわけですから。何で私にしゃべらすんですか。それでいいですね。

○塩川国務大臣 いや、もうそれだけ研究していただいたら十分でございます。

○植田委員 そこで、これは確認しておきたいんです。これも私に読み上げさせぬといってください。

九九年の四月二十六日、これは造幣、印刷事業の経営形態にかかわって、私も社民党に現業問題特別委員会というのがあるんですが、伊藤茂当の委員長と当時の谷垣大蔵政務次官との間で、我々は四・二六確認と呼んでおるわけですが、その点についての内容について一応御確認したいんですが、大臣、そちらでも結構ですよ。

○谷口副大臣 平成十一年四月二十六日の谷垣政務次官と伊藤茂議員との間の取り交わした文書についてのお尋ねでございますが、財務省といたしましては、平成十一年四月の閣議決定に至る経緯を踏まえまして、閣議決定以降、全印刷局労働組合、全造幣労働組合との間で緊密な話し合いを重ねてきたところでございまして、両組合との円滑な労使協議を経て今回のこの法案の取りまとめに至ったものというように認識をいたしておるわけでございます。今後とも、両事業の独立行政法人への移行が円滑に実施できますよう、両組合との

円滑に実施できますよう、両組合との

間で引き続き緊密な話し合いを継続してまいらる所存でございます。

なお、独法後において、労使間の緊密な話し合いを行い、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮していくことは当然のことというように考えておりました。両局の労働組合は、それぞれ本年の二月末に臨時全国大会を開き、満場一致で本法案の内容に賛同するという機関決定を行っていただいているというように認識しておるところでございます。

○植田委員 いわゆる四・二六合意というものの四項目、ここでは確認、覚書が交わされているわけですが、そうした中身が、この間の労使協議及び今回の法案にもこうした合意事項が反映されている、大つかみでいうとそういう御説明だったと思いますから、これも確認をさせていただきます。ただし、御説明も出てきているわけですから、独立行政法人への移行後もこの確認というものは当然ながら遵守されるものなんでしょうと理解しておりますが、財務大臣、それでいいですね。

○塩川國務大臣 谷垣政務次官と伊藤茂委員長との間の覚書は完全に実施しております。

○植田委員 今後ともそれは変わるものではないでしょう。ちゃんと、それぞれサインしていません。これは怪文書ではなくて公式な文書ですので、引き続きそれは遵守されるものという答弁でございます。

あと一点。これも造幣局の法案では十八、印刷局法案では十九条で、いわゆる通則法三十五条との関連で、中期目標の期間終了時に当たったので配慮という規定があるわけでございますけれども、この趣旨、具体的にどういうことかということ、もし仮に、将来民営化されるという余地を残すということは、一番冒頭に大臣がおっしゃいました、通貨業務の特殊性に反するような問題が当然起こってくるというふうにご考へるわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○谷口副大臣 今おっしゃった、造幣局法案第十八条等の規定を踏まえまして、中期目標期間終了後に組織、業務の検討を行う財務大臣は、例えば、組織形態のあり方につきまして、一つは、通貨の確実な製造を確保するために、経営上の理由により操業停止等があり得る民間の主体にこれをゆだねることがないかどうかという観点、また、偽造防止技術の漏えい防止を担保するためには、職員はその身分に基づく守秘義務がかかる国家公務員とすることが必要かどうかといったような基本的な問題については、慎重に検討する必要があると考えておるわけでございます。

造幣局、印刷局につきましては、今回の法案においても、通貨製造業務の特殊性を踏まえまして、例えば、その重要なポイントである偽造防止技術の漏えい防止の観点から、職員に国家公務員としての身分に基づく守秘義務がかかる特定独法としておられるところでございます。いざいざしても、通貨製造業務の特殊性を踏まえれば、貨幣、日銀券の製造を行う組織は、必要とされる量の通貨を確実に製造でき、かつ偽造防止技術の漏えい防止を確実に担保できるものでなければならぬというように考へておるわけでございます。

○植田委員 今回の御答弁で、私は、十分結構だというふうな思っております。基本的には、きょう、私が特にこの法案にかかわって確認したかったことは、今御質問させていただいた点でございます。真摯にお答えいただきたいとお願いいたします。

その上で、笑わぬと私の質問を聞いてほしいんですけれども、法案に直接かかわるわけじゃないんですが、日本人の質問「みちい質問をして恐縮なんです。ほんま、こういう素朴な疑問も、実はだれに聞いても恐らく知らぬかもしれませんが、造幣局というものは、明治の初頭に大阪に造幣局ができたわけで、何で大阪という立地だったんでしょうかね。それが一つ。

もう一つ。もっと笑わぬで聞いてほしいんです。が、何で硬貨というのは丸いんでしょう。その決定の歴史的経緯というのは、明治維新の当時、どんな議論の結果、政策決定されたんでしょうか。

その二点、これは大臣、副大臣でなくても結構でございます。

○筑紫政府参考人 お答え申し上げます。造幣局は、明治新政府によりまして、幕末から維新にかけての混乱した貨幣制度を立て直し、近代的な統一国家建設の礎とするために、明治元年十一月に大阪において建設が開始されました。明治四年の四月に創設式を挙行する運びとなったところでございます。

なぜ造幣局が大阪に設置されることになったのかという御質問についてでございますが、当時、天下の台所と言われておりました大阪の経済界が明治維新の大事業に貢献したことに配慮したところか、当時東京の治安がまだ確立していなかったことなどがその理由ではないかというふうにされておるところでございます。

○寺澤政府参考人 お答え申し上げます。なぜ通貨、貨幣が丸いのかという御質問でございますが、明治以前の貨幣には、円形のものほかに、楕円形や四角形のものがありましたけれども、明治以降の貨幣はすべて円形となっております。

その経緯でございますが、明治二年に明治新政府が新しく貨幣をつくる際に、当時の大蔵大臣大隈重信の提案が採用されて円形になったというところでございます。これは、四角形に比べて円形が使用するときに便利である、それから角がないので磨損が少ないというようなことが理由とされております。

○植田委員 皆さん、しようもないことを聞いているやろ。植田ってあほなやつちやんとおもってかもしれんけれども、今みたいな、硬貨が何で丸いのかというのを政府参考人に聞かぬといかぬわけです。大臣も知らぬ、我々も知らないわけです。恐らくこの中に、司馬遼太郎の小説の好きな

人、たくさんいると思います。大隈重信の事績をよく知って人は人もいらっしゃるでしょうけれども、司馬遼太郎の小説を読んでも、「明治」という国家を読んでも、何で丸いんやと言ふなんという話は出てきません。

当時をおさらいすれば、当初、経済政策をやるのが由利公正ですね、五カ条の御誓文を執筆した、坂本竜馬の親友。彼が太政官札を乱発して失敗するわけです。その後、今大蔵大臣とおっしゃいましたが、当時の太政官制度は大蔵大輔でした。大隈重信はたしか大蔵大輔だったと思いがすが、こうした維新の元勳が、丸か四角かということを真剣に議論していた。我々の大先輩が、日本の近代国家の出発に当たって。つまり、丸か四角か、だって江戸時代は一分銀や何やというたら四角やったわけですね。

要するに、その丸に込められた近代国家出発における明治維新の元勳たちの思いというものを、やはり私たちが今改めて、この造幣の話をするときに、ちょっと共有してみたいと思っております。お疲れでございます。

そういう意味で、きょうは時間がまだありますけれども、ちょっと最後、「日本人の質問」みたいなになりましたけれども、これで一つみんさん賢うなりましたと思っておりますので、以上で終わります。お疲れさまでした。

○坂本委員 次に、石井啓一君。○石井啓一委員 植田委員が思いがけず早く終わられたので、ちょっと間に合いませんでした。公明党の石井啓一でございます。今まで出た質問と重複するところは省略して質問させていただきますけれども、通貨の製造ということ、私も本来の業務そのものだというふうな思っております。かねてより独立行政法人化というのは疑問に思っていたわけでありまして、独立行政法人にならざるを得ないのであれば、これはほかの独法と違う取り扱いをするのは当然のことだというふうには思っております。今の植田委員の質問にもありましたけれども、

独法の通則法三十五条の一項では、中期目標期間終了時に業務の改廃等の検討を行うというふうになつてはいるんですが、その検討を行うに当たつて、財務大臣は、貨幣、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮する、こういうふうなされておまして、端的に言うならば、通貨製造の民間委託ですか、あるいは印刷、造幣局の民営化、廃止などは私はない得ないというふうな思つておられますので、この独法に当たつての基本的な認識と、今のこの配慮という具体的な中身を確認したいと思ひます。

○谷口副大臣 今石井委員のお尋ねでございますが、独法の基本的な認識と申しますか、委員御存じのとおり、従来から中央省庁の改革の過程におきまして、政策の企画立案機能と実施機能の分離が基本的理念の一つとされたわけでございます。そのような状況の中で、今般、造幣事業、印刷事業が独法化というような流れになつたわけでございますが、そのようなことにおいて具体的にどのような配慮を行うのかという御質問でございます。

十八条の規定を踏まえまして、中期目標期間終了時に、組織、業務の検討を行う財務大臣は、組織形態のあり方につきまして、先ほど申し上げましたように、通貨の確実な製造を確保するために経営上の理由により操業停止等があり得る民間の主体にこれをゆだねることになじむのかどうかという観点、また、偽造防止技術の漏えい防止を担保するためには、職員はその身分に基づく守秘義務がかかる国家公務員とすることが必要なかどうかといったような観点、このような観点について慎重に検討する必要があるというふうに考えておるところでございます。

○石井(啓)委員 通貨の製造をやらなくなるということはあり得ない話でありますけれども、そのほかにも、現在造幣局では金属工芸品の製造を行つていたり、あるいは印刷局においては官報業務などを行つておられるわけですが、こういう

た通貨製造以外の業務を行つておられるわけですが、これはそれぞれ非常に高い公共上の見地から行われておられるわけでありまして、私は、今後こういった業務についてもそれぞれ造幣局、印刷局での実施が必要な業務というふうな考えますが、この点についてはいかがでございますか。

○谷口副大臣 おっしゃる通りに、今造幣局におきましては、貨幣製造以外に大変高い技術力が求められるような、勲章を初めとした金属工芸品の製造、貴金属の品位証明といったような、公共的な見地から必要とされる業務を行つておるところでございます。

これらの業務につきましては、いずれも造幣局におきまして長年培つてまいりました高度な技術を用いて実施してきたものでございまして、今回の法案におきましても、その業務範囲の中に明記されておられるわけでございます。

造幣局といたしましては、今後ともこのような技術を活用し、これらの業務を確実に実施し、独立行政法人造幣局に課せられた公共的使命を果たしていくことが必要だということに感じております。

今、例えば記念貨幣、先日ワールドカップ大会の記念硬貨が出されたところでございますが、このような機会もこれからふやすといったような観点も含めて、これからやっていくことが必要だということに感じております。

○石井(啓)委員 済みません。副大臣、今印刷局の方の答弁がなかったので、印刷局の答弁もあわせて確認します。

○谷口副大臣 申しわけありません。印刷局でございますが、印刷局におきましては、これまで通貨製造業務以外に官報、国債、旅券等の印刷といった公共の見地から必要とされる業務を行つてきたわけでございますが、これらの業務につきましても、いずれも大変高度な技術を必要とされておられるわけでございまして、今回の法案におきましても、業務範囲の中に明記をされておられるわけでございます。

印刷局におきましては、今後ともこのような技術を活用し、この業務を確実に実施し、独立行政法人国立印刷局に課せられた公共的使命を果たしていくことが必要だということに感じておるところでございます。

○石井(啓)委員 ところで、銀行券というのは日銀が発行しているものでありますけれども、この発行量、発行単価など、銀行券の発行に関する重要な事項については、これは印刷局は独立行政法人化するわけでありませうけれども、これを日銀と印刷局との間の交渉に任せるといふことではなくて、これは銀行券の供給の安定性あるいは銀行券の品質の保持という観点から、これはやはり国が必要に関与を行うべきだといふふうに考えますので、この点について確認をさせていただきたいと思ひますし、また、日銀においても、財務省それから国立印刷局との緊密な連携に努めるべきといふふうに考えますので、この点についても確認をさせていただきます。

○谷口副大臣 銀行券、大変重要な問題でございますが、今おっしゃる通りに、

今回、印刷局の独法化に当たりましては、閣議決定におきまして、通貨製造業務の特殊性を考慮し、必要な措置を講ずるといふようになっておられるわけでございます。このようなことを踏まえまして、独法国立印刷局法案におきましては、独法国立印刷局が行う日本銀行券の製造につきまして、財務大臣が定める製造計画に従つて実施する。また、独法国立印刷局が、偽造防止技術に関するもの等、通貨制度の安定に重要な影響を与えるおそれがある契約を締結しようとするときには、財務大臣の承認を得なければならないということ。また、偽造に対処する必要がある場合など緊急時におきましては、財務大臣が必要を要請を行うことができること。このような観点で、石井委員おっしゃるような、国としても必要に関与を行うということになっておられるわけでござい

ます。このような国の関与によりまして、銀行券の供給の安定性、また、大変高い技術力を要します銀行券の品質の保持が保たれるものというふうに考えておるところでございます。

○永田参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の財務省理財財局、そしてその印刷局、そして日本銀行との間の連携ということでございますが、現在も私も、この三者の緊密な連携のもとに業務の遂行をさせていただいておりまして、今後とも、独立法人化したとしても、その関係は変わらずにいくものだとこのように認識しております。

○石井(啓)委員 ちょっと日銀さん、もう一回、もう一つ確認しておきたいんですけども、今回、印刷局が独法化するわけだけども、これはやはり、通貨制度の特殊性というのを考えると、製造の体制を含めて長期にわたり安定した経営基盤というのが必要なのでありますから、日銀と国立印刷局との関係で一方的に製造量を押しつけたら、あるいは単価を引き下げたり、安から悪かろうという紙幣ができては困るので、これはコマーションベースに必ずしもなじまない点が多々あるわけですから、その点について十分配慮していただけたらと思ひますけれども、もう一度確認します。

○永田参考人 お答え申し上げます。

安定的な供給ということと、それから需要にに応じた供給といった観点から、私ども、緊密な連携をとりながら努力させていただきたいというふうな思つております。

○石井(啓)委員 それでは次に、先ほど副大臣の答弁にも出てきましたけれども、記念貨幣の発行についてお聞きをいたします。

諸外国では記念貨幣というのを非常にいろいろな機会が発行されているというふうな聞いておりますので、その点についてちょっと事例を御紹介させていただきたいと思ひます。また、今後の記念貨幣の発行というのは、テーマとかデザインを含めて、例えば民間の有識者の方に集まっていたらいい、そういった民間の方の声を聞くなどして、国



民のニーズにこたえた、より弾力的な発行を行っても私はいいんではないか。独立行政法人化するということもございませし、そういうことを契機に記念貨幣の発行についての弾力化に取り組むべきではないかというふうに考えますが、この点についていかがでございませしょう。

○谷口副大臣 まず初めに、記念貨幣の発行について、外国における事例でございませすけれども、近年の発行事例を申し上げますと、一つは、アメリカにおきまして、二〇〇二年冬季オリンピック記念貨幣が二〇〇二年に発行されておるわけでございます。また、イギリスにおきまして、一九〇一年大西洋横断無線通信成功記念貨幣が、これは二〇〇一年に発行されております。また、フランスにおきまして、サン・テグジュペリ生誕百周年記念貨幣が、これは二〇〇〇年に発行されております。また、ドイツにおきまして、二〇〇〇年ハノーバー万博記念貨幣が二〇〇〇年に発行されておるわけでございます。

それで、今石井委員の方は、テーマとかデザインで民間の意見を聞くようなこともどうかというふうなお尋ねでございますが、今までにおきまして、テーマを決めた上で有識者の皆さんに懇談会を開いていただいて、そこで発行等を決定してきたという事例があるわけでございますけれども、テーマそのものについて有識者等の民間から意見を聞くという仕組みについては、国民のニーズの把握に資するというような観点もあるわけでございます。今石井委員がおっしゃったことにつきましては十分に検討をさせていただきますというふうに考えております。

また、先ほどワールドカップサッカー大会の記念貨幣のことは申し上げましたが、こういう造幣局におきまして記念貨幣も、できれば機会もふやしていくというふうな方向で考えたいと思っております。

○石井(啓)委員 ぜひよろしくお願いいたしたいと思ひます。

時間がなくなってきましたので、最後、にせ札

に關しましてちょっと、二つまとめてお尋ねしたいと思ひます。

まず一つは、最近カラーコピー等が非常に精巧になってきましたので、そういったものを利用してにせ札事件が頻発しているということから、今の一万円、五千円、千円というのが昭和五十九年の十一月発行、もう二十年近くたっているわけでございますので、最新の偽造防止技術を組み入れた改刷をそろそろ検討してもいいんではないかということが一点ございませす。

もう一つは、お札の方に非常に高度な偽造防止技術を組み入れたとしても、それを判別する、例えばATMとか自動販売機、こちらの方の機械の読み取り精度が悪ければこれはどうしようもないわけであつて、その読み取り精度を高めていくという必要があるわけですが、この読み取り精度を上げていくと、真券だとしても、本物だとしても、汚れている券は受け付けにくくなってしまふわけですが、したがって、日銀においては、市中からの回収、消却ペースをこの際速めていくべきではないかというふうに考えますが、この二つについて最後、確認をさせていただきますと思ひます。

○谷口副大臣 最新の偽造防止技術を組み入れた印刷を検討すべきではないかということでございますが、財務省は通貨制度を所掌する立場であるわけでございますが、従来から偽造防止の観点から、日本銀行、警察等と緊密に情報、意見の交換をやつておるわけでございます。

また、最近偽造事件が多発いたしてございませす、日本銀行とも、関係業界に対して、現金取り扱ひ機器の改良等による偽造防止への対応を要請し、また、市中に流通する銀行券のクリーン度を向上させることによりまして偽造券の発見を容易にする等の対応を行つてきたところでございませす。おっしゃる通りに、偽造防止対策として改刷は一つの方法ではございませすが、各種技術的な対応、また民間における負担、また国民の利便等を考慮いたしますと、これは慎重に検討する必要があると思ひます。

あるというふうなことを考えておるわけでございます。まずは、現在の対応を推進することによりまして事態の推移を見てまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○永田参事官 お答え申し上げます。ただいま谷口副大臣からの御答弁の中にございませしたように、いわゆる回収、消却をスピードアップしたかどうかというお話でございますが、クリーン度を上げる作戦を昨年の十月からやっております。取り扱ひ金融機関で、もちろん機械の検知度を上げることを要請するとともに、同時に、そういうクリーン度を上げるように働きかけておりますのでお答えいたします。

○石井(啓)委員 では、時間が参りましたので終わります。

○坂本委員長 次に、藤島正之君。

○藤島委員 自由党の藤島正之でございます。財務大臣ちょっとおられないので、先に柳澤金融大臣にお尋ねしておきたいと思ひます。

私は、三月の中ごろこの委員会、大臣に、三月末の株価という金融危機についてどんなことを考えていますかと伺いましたら、一百万円台に乗つておれば金融危機は起こらないだろうというふうなお答えだったのですが、実際、一千万二千四百円ということだったので、これはPKOで無理やりやった成果だ、こういうふうな思ふのか、あるいは、やはり景気が若干よくなつてきている、そういうものを反映していると思ひます。その辺、御感想を伺いたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 マーケットの中では株価の変動についていろいろな理由が取りざたされるということが通常の姿でございます。

それによりまして、今回の株価の動向の背景には、一つはアメリカの経済の回復が意外に急速に実現するのではないか、だとすると、やはりアジアを中心として、日本を含めてそれにいい影響を受けた形になるのではないかというふうなことが、それから空売りの規制が変わつたということもあるんではないか等々が言われておつたように記憶

をいたしております。

これについてどう考えるかということをお尋ねられることも多いわけですが、私も私どもとしては、株価の変動の要因というのは非常に複合的なものであろうというふうなことをお尋ねして、政府の立場でこれがどうしようかなことは従来から申さないということでも御理解を願つておるところでございます。今回のことについても同様にさせていただきます。

○藤島委員 それじゃもう一問ですけれども、最近の銀行の姿勢なんですが、経営状態いろいろきつてもいふので、貸出先を選別して金利も差をつけよう、こういう傾向になっておるようなんですが、結局、それを突き詰めていきましたと、勢いリスクの大きいところ、すなわち零細でかつきつちとしたバックのないようなところ、こういうところに金利が上がり貸し渋るようになるということなんです、さればと申して、銀行がそれをやつていかなければ自分が経営が危なくなる。

両立は、なかなか難しいところがあるんですけども、大臣として、これを、何か銀行が思うままに任せておいてそのままやらせるんだということなのか、そういう零細、特殊な技術を持ったようなところをどうにか手をつなぐって倒産していき、こういうことなのか、あるいはその辺に、セーフティネットじゃないのですけれども、何か考える必要があるような気もするんですけども、お考えを伺いたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 一般論として申しますと、私も、金利については信用リスクを十分織り込んだ金利にしていくということが基本だということを申しておるわけでございます。

他方、金融機関の側が貸出先に対してどういうスタンスをとるかということですが、その信用リスク云々ということ、現実、現象的に言うとうとうとうであるかと申しますと、これはよく言われることですけれども、引き当てを積むということ、コスト高になるのでその分金利とし

ていたかなきやなりませんよ、こういうようなことになっているというように、そういう部分が大きいというふうに見受けているわけでございます。

これにつきましては、かねてから中小企業の貸出先についてリスクを判断し、そしてそれに見合う引き当てあるいは債務者区分というものを考えるときに、財務だけではなく、もっとほかの要素も考える。

しかもまた、財務についても、その法人なら法人の、企業なら企業の財務諸表と言われるものにあらわれているものではなくて、社長さんとの関係、よく資金繰りなどに窮したりあるいは取引先との関係を維持するために社長さんがその法人にお金を貸すということがあります。そして、お金を貸したものについてこれをどういうふうに認識するかという、普通の全く第三者から、金融機関なんかから借りたお金とそれがその企業の財務にとって同じ価値かという、確かに名目的には借り入れということになってほかの借り入れと一緒に持っているけれども、実際にはその経営者からの出資金と同じように受けとめていい、そういう機能を持っているんじゃないか、こういうような考え方もあるわけでございます。そういうものをよく総合勘案した債務者区分をして引き当てということができるようにすべきじゃないか、こういうことがたびたびここでも議論に出ておるわけでございます。

私ども、そのことは金融検査マニュアルに書いてあることの一つの例だというように受けとめてそういうお答えもしてきておるわけですが、それらのことについてもっと検査官の第一線のところまでそれが徹底するように、具体例としてそういう事例集を出したらどうなんだということ、我々、そういうことは出させていただきますというところに御答弁も準備もしてきたわけでありませう。

その結果が、きょう多分発表できる段階に至ったかどうか、こう思っております、そういうこと

については、発表し、すぐそれをということよりも、まず、そのほかに何かまだ我々が気がついていないことがあったらぜひ言ってくださいというふうな意味でパブリックコメントをお願いしたり、あるいはパブリックと言わないで、いろいろ中小企業の団体などにも、これが原案だけれどもほかに何かありますかというふうな問い合わせをして、これをひとつとまとめて、そういうものが先ほど申したように第一線にまで徹底するようにしたい。

そういうことで、中小企業のリスクを評価するときに、総合的に勘案するようにすべきだというふうなことで当局としてやらせていただきますので、そういうもので、金融機関の側もその当局の態度に影響されてどうか、そういうふうな考え方にかわって、しっかりしたリスク評価のもとで融資が行われることを我々期待している、こういうことでございます。

○藤島委員 貸す側の銀行だけの立場ではなくて、借りる側の中小零細になるべくしわ寄せのいかないような、きめの細かいそういう指導をできるだけお願いしたいと思えます。結構です、ありがとうございます。

それでは、法案の方についてちょっとお伺いしたいと思えます。

現在やっている事業を独立行政法人にすることによって、どういうふうに変わっていくのでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答えいたします。

現在の造幣局、印刷局はいわゆる現業でございます。まして、あくまでも国の行政組織の一つでございます。他方、独立行政法人の制度は、国とは別の法人格を有する主体を設立いたしました主務大臣が明確な目標を示す、すなわち中期目標というものを指示した上でその長、理事長でございますが、に業務運営を総括させまして、かつ責任を負わせる仕組みということになっております。

このような独法の仕組みに対応した制度設計といたしまして、例えば、独法に対しましては、自

主的な経営判断に基づき、機動的かつ中期的な業務運営を可能とする。例えば、中期目標、中期計画のもとで、毎年度の予算の決定、変更は主務大臣への届け出事項ということになりまして、また、業務の運営上出ました利益につきましては、目的積立金制度の活用によりまして、年度をまたいで支出を出すことができるという、極めて弾力的な財務運営ができることになりませう。

それから、業務実態に応じて弾力的に組織あるいは定員の配分を行うことができるという点で、組織、人事管理、自律性あるいは柔軟性が大変大きく付与されるということでございます。

そして、業務実績につきましては、第三者機関による厳正な評価の対象とされる、場合によっては、業績不振は役員解任事由ともなり得るといふこと、従来からも一生懸命やってきていたというものが、さらなる効率化の努力ということが図られるものというふうな期待をしております。

あわせて、情報公開が徹底されますので、業務運営の透明性というものがかなり向上するのではないかとこのように思っております。

○藤島委員 今るお述べになったのは、効果を上げるための考え方もいろいろあるんで、けれども、実際にそれでは、独立行政法人通則法第二条では、その目的は、今ちょっとお触れになりましたけれども、効果的かつ効果的に行わせる、ここが最終的な目標になるわけですね。

そうすると、今回の両法人について、どのくらい効率化、効果が上がるのか。例えば、定員をぐっと減らすとか、あるいは経費でどれくらいかかっていったのがどれくらいになるとか、何かそういうものがないと、弾力性が出る、定員の振り回しも自由になるというだけでは、それは、そういうふうになれるというだけであって、効果が見えないんじゃないですか。

○村瀬政府参考人 お答えいたします。

具体的に申しますと、例えば、予算、組織、定員の弾力化が図られますので、原材料の調達ある

いは機械、設備の更新、稼働体制、あるいは研究開発等々、これまで以上に機動的な経営判断が可能となりまして、より一層の生産性の向上あるいはコストの削減など業務の効率性の向上が図れるだろう、これは定性的な議論だろうと思えます。

では、先生お尋ねのように、独法化後に定量的にどの程度の効果、効率化が図られるかというのは、まさに独法化をいたしまして、その中で業務運営をどうやっていくかという、今は制度の大枠をつくったという段階でございますので、現時点で具体的に申し上げることは困難であるということをお許しをいただきたいと思います。

ただ、いずれにしても、業務運営をしました結果は企業会計原則を基本に作成されます財務諸表、これで公表されますし、それからまた、第三者機関による厳正な評価の対象になるということとありますので、申し添えさせていただきます。

○藤島委員 要するに、これは政府の自己満足だけであって、何ら効果を生まない、こういうことなんです。

見方を変えて言いますと、これはどうして完全民営化はできないんですか。

○村瀬政府参考人 これは、先ほどの議論にもございますように、通貨製造業務の特殊性ということが実はあるわけでございます。いついかなるときにも経済実態に応じて安定的、確実な量の通貨を供給しなければいけない、あるいは、偽造防止技術の維持向上ということは大変根幹をなすものでございますので、そういうものにつきまして、本当に守秘義務がからまないような経営主体の人たちで担えるかどうかということについて、現段階でどうかと言われれば、そういうことは適当ではないという判断もございまして、独立行政法人制度ということに移行することになったわけでございます。

○藤島委員 現段階ではということ、この先、それじゃ、民営化を考えているわけですね。

○村瀬政府参考人 ちょっと言葉が滑ったわけ

でございますけれども、そういう他意はございません。当面、そういう姿が想定できるかといえますれば、私ども、そういう姿というのは想定できないのではないかとふうに思っております。

○藤島委員 特に、印刷局の業務、これは、先ほどもありましたけれども、日銀券あるいは国債、印紙、郵便切手、郵便はがき、あるいは印刷物、官報、法令全書、白書、調査統計資料、こんなものを何で国がやらないかめですか。それで、五千七百名も持っているんですよ。造幣局も同じような内容があるんです、それは省略しておきますけれども。

この印刷局の業務、今おっしゃった日銀券なら日銀券、これだけはどうしても、先ほど来議論のあるように、にせ札とか何かの問題がまだ現段階ではあるかもわかりませんが、その他の業務はそっくり民営化したらいんじゃないですか。

○村瀨政府参考人 お答えいたします。

一つは、印刷局の白書なんかは民間にやらせてしまえばいいじゃないかというお尋ねがあると思えますが、これは、法令上、印刷局の独占業務とされているわけではございませんで、実際にも、民間が取り扱っているものも少なくございません。例えば、印刷局では平成十二年度版で二十七の白書を刊行しておりますが、発行部数一萬部以下のもが十八、あるいは五千部以下のものが十二ということ、少部数にとどまるというように、こともありまして、これは商業ベースに乗りがたいようなものやっておりますという面がございます。

それから、いろいろな印刷局の業務ということでございますけれども、通貨製造業務と同一の技術を活用したり、あるいは偽造防止を初めとする技術面で相互に補完を図るというような意味合いも持ちまして、民業の圧迫にならないような範囲内で各種の事業をやっておりますということだと思います。

○藤島委員 民業の圧迫にならない範囲じゃないですか。

い。全然民業を圧迫しているんですよ、これは。全部民業にして差し支えないんですよ。競争させたらもっと安くなる。私も、現に役人時代、印刷局に白書等を頼んで、締め切りはうるさいわ、時間がかかるわ、こんなのは民間にやらせたらもっとスムーズにどんどんいく。こんなことをやっているのはおかしいんですよ。国でやる必要なんか全然ない。塩川大臣、どう思われますか。

○塩川国務大臣 印刷局の業務の中では、非常に多様な業務がございますから、確かに、民間に出してもいいものもございましょう。そのかわり、民間ではなかなかできないものもあります。例えば、国会の皆さん方の、先生のところへ行っておる日報、これは民間に出してもできませんし、こういうものはやはり印刷局でやらないとできない、すぐ、今の印刷でございますからね。そういうようなものもございまして、それは、仕分けしていけば、民間に出してもいいものも多分あると思えます。けれども、そういうことをやるよりも、印刷業務というのを一つのユニットな業務として見た場合、そこで余裕のあるものは、民間でもやれるものもやってもいい。例えば、ポスターなんかですね。そういうのをやってもいいじゃないかということになって、総合的に印刷局の業務というものは組み立てられておるものがございますから、一つ一つ取り出していくならば、これは民間でやった方がいいかもわからぬ、そういうのもありましよう。しかし、印刷局の仕事全体としてやっておる方が、その方が印刷局を維持していくのにはいいということをやっている、こういうことであります。

○藤島委員 全然答えになっていないわけですね。そのために五千七百名も抱えておく、これはどう見てもおかしい。こんなもの、民間にどんどんやらせたら非常に安くできるわけですよ。今、各省が、印刷物を全部、例えば予算化して印刷局にやっていますが、あれを民間にやったら半値ぐらいでできるんですよ。しかも、早くできる。私は、こんな中途半端な独立行政法人、言っ

みれば、これはある種の、道路公団なんかが自分のファミリー財団とか社団とかに、そのまま一緒になって仕事をやっている、そんなことと全く同じわけで、身内だけでいい思いをしようとしている。これは完全民営化を図るべきだ、私はこういうふうに思います。

最後に、財務大臣にお伺いしますけれども、ちょっと紙幣の印刷のことになっていきますので、デノミの問題を財務大臣はどうお考えになるのか。今でも塩川大臣は塩じいで大変有名なんですけれども、これをやると歴史に名を残すことになるんじゃないかと思うんですけれども、お考えを伺って、質問は終わります。

○塩川国務大臣 私は、今の段階でデノミをやる必要はないと思っております。また、デノミによる程度の効果というものは、確かに即効性はあるところの国際的関係、信頼関係、あるいは国内におきますところの事務の煩雑さということをいろいろ考えていきますならば、デノミは今やるべきときではないと思っております。

○藤島委員 終わります。

○坂本委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○坂本委員長 これより各案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 私は、日本共産党を代表して、独立行政法人造幣局法案、独立行政法人国立印刷局法案、貨幣回収準備資金に関する法律案の三案に対する反対討論を行います。

まず初めに、私は、造幣局、印刷局の主要な業務である通貨の製造に対して何よりも求められていることは、国民による信認の確保と通貨の安定のかつ確実な供給であることを強調したいと思っております。それは国家の経済活動を支えるものであり、国家運営の基幹をなすものであります。

操業以来、約百三十年という長い歴史を持つ我が国の造幣、印刷事業が、こうした国民に対する責任を果たしてこられたのも、その経営形態がそもそも国営形態として貫かれてきたからにはかたがたりません。

一九九八年三月、当時の大蔵省に設置された造幣・印刷事業の経営形態等に関する懇談会の報告においても、国民に信頼される通貨供給の基準の一つに、「国などの公的機関がその権威をもって通貨を発行していること」と明確に述べています。さらに、同報告書は「現状の国営企業形態が特段の問題なく機能してきている」と評価し、今後、「国営形態が引き続き望ましい」という委員多数の意見を紹介しているではありませんか。

中央省庁改革の一環として行政の効率化が問われ、造幣、印刷事業についても業務及び事業の減量化を図るとして独立行政法人化が提起されてきました。

しかしながら、なぜ独立行政法人化なのか、行政の効率化とは何か、このことは本日の委員会審議の中でも一切明らかにされておられません。むしろ、今回の独立行政法人化が、業務内容のあり方の検討より小さな政府づくりという政治的要請を優先したものであると言っても過言ではありません。現状を変えなくてはならない積極的必然性は見出しがたい、独立法人化はこれまでのよい面をかえって失わせることになるのではないかと、こうした声こそ射す指摘ではないでしょうか。

現在の国営企業形態を保つこそ、経済の状況に応じて安定的かつ確実に通貨を供給し得るのにあります。また、国民が真正な通貨であることに疑念を抱かずに使用できる保証ともなります。このことを最後に強調して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○坂本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○坂本委員長 これより採決に入ります。まず、独立行政法人造幣局法案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○坂本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、独立行政法人国立印刷局法案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○坂本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、貨幣回収準備資金に関する法律案について採決いたします。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○坂本委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○坂本委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

独立行政法人造幣局法案

独立行政法人造幣局法

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員(第七条—第十条)
- 第三章 業務等(第十一条—第十七条)
- 第四章 雑則(第十八条—第二十一条)
- 第五章 罰則(第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)  
第一条 この法律は、独立行政法人造幣局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人造幣局とする。

(造幣局の目的)

第三条 独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。

2 造幣局は、前項に規定するもののほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であつて、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 造幣局は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 造幣局は、主たる事務所を大阪府に置く。

(資本金)

第六条 造幣局の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、造幣局に追加して出資することができる。

3 造幣局は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 造幣局に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 造幣局に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して造幣局の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第九条 役員の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 造幣局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人造幣局法第十条第一項」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 造幣局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。

二 貨幣回収準備資金に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。

三 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。

四 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。

行うこと。

五 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。

六 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。

七 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 造幣局は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの(以下この号において「外国政府等」という。)の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。

二 前号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

(貨幣の製造)

第十二条 造幣局は、前条第一項第一号の業務(貨幣の製造に限る。以下同じ。)については、財務大臣の定める製造計画に従つて行わなければならない。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三条 造幣局は、貨幣の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一条第一項第一号及び第七号の業務(同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第十九条第一項において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(偽造防止技術に係る秘密の管理)

第十四条 造幣局は、第十一條第一項第一号及び第七号の業務を行うに当たっては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(積立金の処分)

第十五条 造幣局は、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行った後、同條第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金が多くなったとき、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金が多くなった場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額(当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあつてはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあつてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額)に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額  
造幣局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額か

第一類第五号 財務金融委員會議録第十一号

平成十四年四月十二日

ら同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一條に規定する業務の財源に充てることができる。

3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 造幣局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるときとする。」

5 前各項に定めるものは、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人造幣局債券)  
第十六条 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人造幣局債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の規定による債券の債権者は、造幣局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九條、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第十七條 造幣局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならぬ。

第四章 雜則

第十八條 財務大臣は、通則法第三十五條第一項の規定による検討を行うに当たっては、貨幣の確實な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣の要請)  
第十九條 財務大臣は、貨幣の偽造に対処するため必要があると認めるときその他貨幣の適切かつ確實な製造のため緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、第十一條第一項第一号、第三号及び第七号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 造幣局は、前項の規定による財務大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。  
(主務大臣等)  
第二十條 造幣局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。  
(国家公務員宿舎法の適用除外)  
第二十一條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、造幣局の役員及び職員には適用しない。

員には適用しない。

第五章 罰則

第二十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした造幣局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十一條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十條及び附則第四條の規定、附則第十條の規定(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号。附則第十一條において「繰入れ」という。))第一條の改正規定中「自動車損害賠償責任再保険特別会計を、自動車損害賠償保障事業特別会計」に改める部分に限る。並びに附則第二十二條の規定は、公布の日から施行する。  
(職員の引継ぎ等)  
第二條 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、造幣局の成立の日において、造幣局の相当の職員となるものとする。

第三條 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職員である者のうち、造幣局の成立の日において引き続き造幣局の職員となつたものであつて、造幣局の成立の日の前日において財務大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、造幣局の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第

八条第一項の給付(以下この条において「特別給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特別給付等の支給に關しては、造幣局の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特別給付等の支給は、同法第八條第二項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、造幣局の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

第四條 造幣局の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十條第一項に規定する財務省造幣局の事務に係るもので政令で定めるものは、造幣局の成立の時に於いて造幣局が承継する。

2 前項の規定により造幣局が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産(政令で定める物品を除く。)の価額の合計額から承継される義務に係る負債の価額及び造幣局がその成立の日において有することとなる財務省令で定める引当金の額に相当する金額の合計額を控除した額に相当する金額は、政府から造幣局に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産の価額は、造幣局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(造幣局特別会計法の廃止)  
第五條 造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)は、廃止する。

(造幣局特別会計法の廃止に伴う経過措置)  
第六條 造幣局特別会計の平成十四年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。

2 前條の規定による廃止前の造幣局特別会計法

第十九條の二の規定による平成十四年度の一般會計の歳入への繰入れについては、なお従前の例による。この場合において、同条中「回収準備資金から」とあるのは「貨幣回収準備資金に關する法律(平成十四年法律第 号)第二条の規定により設置される貨幣回収準備資金から」と、「当該年度」とあるのは「平成十四年度」とする。

3 この法律の施行の際造幣局特別会計に属する権利及び義務(附則第四條第一項の規定により造幣局に承継されるものを除く。)は、この法律の施行の時に於いて、貨幣回収準備資金に關する法律第二条の規定により設置される貨幣回収準備資金に帰属するものとする。

4 この法律の施行の際造幣局特別会計の貨幣回収準備資金に属する現金(附則第四條第一項の規定により造幣局に承継される権利に係るものを除く。)及び地金(政府において引き換え、又は回収した貨幣を含む。)は、この法律の施行の時に於いて、貨幣回収準備資金に關する法律第二条の規定により設置される貨幣回収準備資金に帰属するものとする。

(恩給負担金の取扱い)

第七條 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で従前の造幣局特別會計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別會計において負担すべきこととなるものについては、造幣局が造幣局特別會計として存続するものとみなし、特別會計の恩給負担金を一般會計に繰り入れることに關する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働關係に關する法律の一部改正)  
第八條 国営企業及び特定独立行政法人の労働關係に關する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号二を削る。  
第三十六條中「及び二」を削る。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働關係に關する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第九條 この法律の施行前に前條の規定による改

正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働關係に關する法律第二條第一号二に掲げる事業(これに附帯する事業を含む。)を行う国の經營する企業(次項において「造幣事業」という。)がした行為は、国営企業及び特定独立行政法人の労働關係に關する法律(次項において「国労法」という。)第三條第一項の規定により読み替えて適用される労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第七條(第一号ただし書を除く。)及び第二十七條(第九項中段及び後段を除く。)の規定の適用については、造幣局がした行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している造幣事業とその職員に係る国労法第四條第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件及びこの法律の施行前に中央労働委員会がした造幣事業と組合との紛争に係る裁定については、造幣事業を造幣局とみなして、国労法第六章の規定を適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計からする一般会計への繰入れに關する法律の一部改正)  
第十條 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計からする一般会計への繰入れに關する法律の一部を次のように改正する。

第一條中、「造幣局特別會計を削り、「自動車損害賠償責任再保険特別會計」を「自動車損害賠償保障事業特別會計」に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別會計からする一般会計への繰入れに關する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第十一條 前條の規定による改正前の繰入れ法第一條の規定により一般会計において造幣局特別會計から受け入れた金額の過不足額の調整については、造幣局を造幣局特別會計とみなして、繰入れ法第三條の規定を適用する。

2 造幣局は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した政府の職員で失業しているものに対し施行日以後に支給される国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十條に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額で従前の造幣局特別會計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別會計において負担すべきこととなるものを、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。この場合において、国庫に納付した金額の過不足額の調整については、繰入れ法第三條の規定を適用する。

(金管理法の一部改正)  
第十二條 金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項ただし書を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)  
第十三條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第三号を次のように改める。  
三 財務省 印刷局に属する職員

第八條第一項中、「造幣局長」を削る。

第九十九條第一項第一号及び第三号中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改め、同条第三項中「国は」を「国又は独立行政法人造幣局は、政令で定めるところにより」に改める。

第一百零二條第三項中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。

第二百二十四條の二第一項及び第二百二十五條中「並びに」を「及び」に改める。

附則第二十條の三第二項中「並びに国」を「及び国」に、「並びに」を「及び」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)  
第十四條 前條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第三項において「改正前国共済法」という。(第三條第二項第三号口の規定により設けられた組合(次項及び次条において「旧組合」という。))

第十四條 前條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第三項において「改正前国共済法」という。(第三條第二項第三号口の規定により設けられた組合(次項及び次条において「旧組合」という。))

という。は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に属する職員をもって組織された組合(次条において「財務省共済組合」といふ)が承継する。

2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるものほか、この法律若しくは前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法又はこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。第十五条 施行日の前日に旧組合の組合員であつた者(施行日に財務省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」といふ)は財務省共済組合の組合員であつた者と、旧組合の組合員であつた期間(次に掲げる期間を除く。)は財務省共済組合の組合員であつた期間とみなす。

一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五五号、第四号において「昭和六十年国共済改正法」といふ)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第一条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭

和三十一年法律第三十四号)第六十一条の第三項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

2 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

3 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三条第一項(第二号を除く。)の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が財務省共済組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員(国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。)であつた者に対し同法第五十九条、第六十六条第三項又は第六十七条第一項及び第二項を除く。)の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により

支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であつた者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものであるものは、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合員であつた者で同日に退職し、同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第二百二十六条の五又は附則第十二条の規定を適用する。

9 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができず、施行日前に当該申出をしていないものについては、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第 号)の施行前の期間については、その者の所属していた同法附則第十四条第一項に規定する旧組合とする。」とする。

第十六条 この法律の施行前にした附則第十三条

の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項、第二十九条第一項及び第五十四条第一項中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 施行日以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前行われた改定により増加した費用で従前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものについては、造幣局が負担する。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改め、政令で定めるところにより「に改め、同条第二項中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改め、同条第三項中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改め、同条第四項中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。

附則第六十四条第四号中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。

(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の一部改正)

第二十条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十一号

第四條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 財務大臣は、貨幣の製造に関する事務を、独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)に行わせる。

4 財務大臣が造幣局に対し支払う貨幣の製造代金は、貨幣の製造原価等を勘案して算定する。

第十條の見出しを「造幣局による貨幣の販売」に改め、同條第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

造幣局は、次に掲げる貨幣であつて財務大臣が指定するものを販売するものとする。

第十條第一項第一号中「その他財務大臣が指定するものを削り、同條第二項中「前項各号に掲げる」を「前項の」に改め、同條第三項中「政府は、第一項各号に掲げる」を「造幣局は、第一項の」に、「販売することができ」を「販売するものとする」に改め、同條第四項中「政府に交付しなればならない」を「造幣局に交付するものとする」に改め、同條に次の一項を加える。

5 造幣局は、政令で定めるところにより、第一項の規定により販売した貨幣の販売取入から販売に要する費用を控除した金額を国庫に納付するものとする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部分改正)

第二十一條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十四條第一項第二号及び第三項第二号中「国が」を「国又は独立行政法人造幣局が」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二條 附則第二條から第四條まで、第六條、第七條、第九條、第十一條、第十四條から第十六條まで及び第十八條に定めるもののほか、造幣局の設立に伴い必要な経過措置その他

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(財務省設置法の一部改正)  
第二十三條 財務省設置法の一部を次のように改正する。

第三條中「造幣事業及び」を削る。

第四條第六十二号を次のように改める。

第六十二 削除

第九條及び第十條を次のように改める。

第九條及び第十條 削除

第十一條第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同條第六項とし、同條中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同條に第一項として次の一項を加える。

本省に、印刷局を置く。

第二十五條中「造幣局及び」を削り、「造幣局長及び印刷局長」を「印刷局長」に改め、「それぞれ造幣局長及び」を削る。

理由  
中央省庁等改革の一環として、独立行政法人造幣局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人国立印刷局法案  
独立行政法人国立印刷局法

目次  
第一章 総則(第一条 第六條)

第二章 役員(第七條 第十條)  
第三章 業務等(第十一條 第十七條)  
第四章 雑則(第十八條 第二十二條)  
第五章 罰則(第二十三條)  
附則  
第一章 総則

(名称)  
第二條 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第一條第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立印刷局とする。

(印刷局の目的)  
第三條 独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、銀行券(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十八條第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。第十一條第三項第一号を除き、以下同じ。)の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。

印刷局は、前項に規定するものは、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。

(特定独立行政法人)  
第四條 印刷局は、通則法第二條第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)  
第五條 印刷局は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)  
第六條 印刷局の資本金は、附則第四條第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、印刷局に追加して出資することができる。

印刷局は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員  
第七條 印刷局に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

印刷局に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)  
第八條 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して印刷局の業務を掌理する。

通則法第十九條第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

前項ただし書の場合において、通則法第十九條第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)  
第九條 役員の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)  
第十條 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

印刷局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立印刷局法第十條第一項」とする。

第三章 業務等  
第十一條 印刷局は、第三條の目的を達成するため、次の業務を行う。

銀行券の製造を行うこと。

銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。

官報の編集、印刷及び普及を行うこと。

法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式を

あつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員  
第七條 印刷局に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

印刷局に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)  
第八條 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して印刷局の業務を掌理する。

通則法第十九條第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。



の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号及び第三項第一号において同じ。をを含む。の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。

五 国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷を行うこと。

六 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 印刷局は、前項の業務のほか、すき入紙製造取締法（昭和二十二年法律第四十九号）第二項の規定に基づき、同項の調査を行う。

3 印刷局は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの（以下この号において「外国政府等」という。）の委託を受けて、当該外国政府等の銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷を行うこと。

二 前号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

（銀行券の製造）

第十二条 印刷局は、前条第一項第一号の業務については、財務大臣が銀行券の円滑な発行に資するために定める製造計画に従つて行わなければならない。

（通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認）

第十三条 印刷局は、銀行券の偽造を防止するための製造の方法に関する技術（以下「偽造防止技術」という。）に係る事項その他の第十一條第一項第一号及び第六号の業務（同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次

第一類第五号 財務金融委員会議録第十一号

平成十四年四月十二日

条及び第二十条第一項において同じ。の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（偽造防止技術に係る秘密の管理）

第十四条 印刷局は、第十一條第一号及び第六号の業務を行うに当たつては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（積立金の処分）

第十五条 印刷局は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理（以下この項において「整理」という。）を行った後、同条第一項の規定による積立金（以下この条において「積立金」という。）がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

一 当該中期目標の期間（以下この項及び次項において「当該期間」という。）の直前の中期目標の期間（次号において「前期間」という。）の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金（以下この項において「積立金」という。）の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金（以下この項において「積立金」という。）の額がなくなったとき、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額

二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額（当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあつ

てはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあつてはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額）に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額

2 印刷局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残額があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一條に規定する業務の財源に充てることができる。

3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 印刷局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

5 前各号に定めるもののほか、納付金の納付の手段その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び独立行政法人国立印刷局債券）

第十六条 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人国立印刷局債券（以下この条及び次条において「債券」という。）を発行することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、印刷局の財産について他の債権者に先立って自己の債

権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法（明治三十一年法律第四十八号）第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各号に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第十七条 印刷局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 雑則

（日本銀行からの意見の聴取）

第十八条 財務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定めるに当たつては、第十一條第一項第一号の業務に関する事項について、あらかじめ、日本銀行の意見を聴くものとする。

（中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮）

第十九条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たつては、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

（緊急の必要がある場合の財務大臣等の要請）

第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認

めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項第二十九号に規定するものをいう。以下この項において同じ。)の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務(同号の業務にあつては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。)に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十二条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、印刷局の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした印刷局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行す

る。

(職員の引継ぎ等)

第二条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、印刷局の成立の日において、印刷局の相当の職員となるものとする。

第三条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となつたものであつて、印刷局の成立の日の前日において財務大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、印刷局の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、印刷局の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、印刷局の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

第四条 印刷局の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十一条第一項に規定する財務省印刷局の事務に係るもので政令で定めるものは、印刷局の成立の日において印刷局が承継する。

2 前項の規定により印刷局が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産(政令で定める物品を除く。)の価額の合計額から承継される義務に係る負債の価額及び印刷局がその成立の日において有することとなる財務省令で定める引当金の額に相当する金額の合計額を控除した額に相当する金額は、政府から印刷局に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 印刷局特別会計法の廃止(昭和二十二年法律第三十六号)

一 印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)

二 印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律(昭和二十四年法律第六十四号)

(印刷局特別会計法の廃止に伴う経過措置)

第六条 印刷局特別会計の平成十四年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。ただし、前条の規定による廃止前の印刷局特別会計法第十一条及び印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際印刷局特別会計に属する権利及び義務(附則第四条第一項の規定により印刷局に承継されるものを除く。)は、この法律の施行の時において、一般会計に帰属するものとする。

3 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、平成十四年度の一般会計の歳入とする。

(恩給負担金の取扱)

第七条 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものについては、印刷局が印刷局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負

担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

(すき入紙製造取締法の一部改正)

第八条 すき入紙製造取締法の一部を次のように改正する。

第一項中「政府又はを」を「政府、独立行政法人国立印刷局又は」に改め、第二項中「前項を」を「第一項」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

政府は、前項の許可を行う場合において、独立行政法人国立印刷局に必要な調査を行わせることができる。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第九条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハを削る。

第三十六条中、「財務大臣(同号ハの企業に関するものに限る。)」を削る。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第十条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第一号ハに掲げる事業(これに附帯する事業を含む。)を行う国の経営する企業(次項において「印刷事業」という。)がした行為は、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(次項において「国労法」という。)第三条第一項の規定により読み替えて適用される労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第七条第一号ただし書を除く。及び第二十七条(第九項中段及び後段を除く。)の規定の適用については、印刷局がした行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に所属している印刷事業とその職員に係る国労法第四条第二項の労働組合(以下この項において「組合」という。)とを当事者とするあつせん、調停

又は仲裁に係る事件及びこの法律の施行前に中央労働委員会がした印刷事業と組合との間の紛争に係る裁定については、印刷事業を印刷局とみなして、国労法第六章の規定を適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第十一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「印刷局特別会計」を削る。  
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の規定により一般会計において印刷局特別会計から受け入れた金額の過不足額の調整については、印刷局を印刷局特別会計とみなして、同法第三条の規定を適用する。

2 印刷局は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した政府の職員で失業しているものに対し施行日以後に支給される国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものを、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。この場合において、国庫に納付した金額の過不足額の調整については、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第三条の規定を準用する。

(図書館法の一部改正)

第十三条 図書館法(昭和二十五年法律第一百八十一号)の一部を次のように改正する。

号)の一部を次のように改正する。  
第九条第一項中「こう報」を「広報」に、「印刷局発行」を「独立行政法人国立印刷局」に改める。  
(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。  
第八条第一項中「第三号、第四号ロ又は第五号」を「第二号ロ又は第四号」に改め、「印刷局長」を削る。  
第九十九条第一項第一号及び第三号中「国又は独立行政法人造幣局」を「同項に規定する国等」に改め、同条第三項中「独立行政法人造幣局」の下に「若しくは独立行政法人国立印刷局(第百二条第三項において「国等」という。)」を加える。  
第百二条第三項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。  
(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(第四項において「改正前国共済法」という。)第三条第二項第三号の規定により設けられた組合(以下この条及び次条において「旧組合」という。)は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法(第三条第一項の規定により財務省に属する職員をもって組織された組合(第三項及び次条において「財務省共済組合」という。))が承継する。

2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 第一項の規定により旧組合の権利を財務省共済組合が承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課す

4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるものほか、この法律若しくは前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法又はこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。  
第十八条 施行日の前日に旧組合の組合員であった者(施行日に財務省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。)は財務省共済組合の組合員であった者と、旧組合の組合員であった期間(次に掲げる期間を除く。)は財務省共済組合の組合員であった期間とみなす。  
一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間  
二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間  
三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間  
四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

なつた期間  
2 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。  
3 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三条第一項(第二号を除く。)の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が財務省共済組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。  
4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員(国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。)であった者に対し同法第五十九条、第六十六条第三項又は第六十七条第一項及び第二項を除く。)の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。  
5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。  
6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものである場合は、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所屬していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされていた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に退職し、同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第二百二十六条の五又は附則第十二条の規定を適用する。

9 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができるときは、施行日前に当該申出をしていないものについては、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合（独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第 号）の施行前の期間については、その者の所屬していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合とする。）」とする。

第十七条 この法律の施行前にした附則第十四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「独立行政法人造幣局」の下に「若しくは独立行政法人国立印刷局（第五十条第一項において「国等」という。）」を加える。

第二十九条第一項及び第五十四条第一項中「国又は独立行政法人造幣局を「国等」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 施行日以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものについては、印刷局が負担する。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「国又は独立行政法人造幣局を「国等（共済法第九十九条第三項に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。）」に、「共済法第九十九条第三項を「同項」に改め、同条第二項及び第三項中「国又は独立行政法人造幣局を「国等」に改める。

附則第六十四条第四号中「国又は独立行政法人造幣局を「国等」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十四条第一項第二号中「国又は独立行政法人造幣局を「国等（同項に規定する国等をいう。第三項第二号において同じ。）」に改

め、同条第三項第二号中「国又は独立行政法人造幣局を「国等」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十一条 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十三条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三十九号中「の編集及び印刷」及び「の指揮監督」を削る。

（財務省設置法の一部改正）

第二十四条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 特別の機関（第九条 第十一）条」を「第三節 削除」に改める。

第三条中「並びに印刷事業の健全な運営を削る。

第四条第三十六号中「紙幣類似証券」の下に「及びすき入紙製造」を加え、同条第三十七号中「の種類、様式及び製造発行計画を定めること」を「に關すること」に改め、同条第六十三号を次のように改める。

第三節 削除

第三章第三節を次のように改める。

第九条から第十一条まで 削除

第二十五条 削除

理由

中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立印刷局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貨幣回収準備資金に関する法律案

貨幣回収準備資金に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、貨幣回収準備資金を設置し、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的とする。

（資金の設置）

第二条 この法律の目的を達成するため、貨幣回収準備資金（以下「資金」という。）を設置する。

（資金の所屬及び管理）

第三条 資金は、一般会計の所屬とし、財務大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

2 財務大臣は、政令で定めるところにより、資金の管理に関する事務を所屬の職員に委任することができる。

（資金の構成）

第四条 資金は、独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第 号）附則第六条第四項の規定によりこの資金に帰属することとされた現金及び地金、次条の規定により編入する金額、第六條の規定による一般会計からの繰入金並びに第九條第三項に規定する利益金をもって充てる。

（資金への編入）

第五条 製造済の貨幣で政府の発行に係るものの額面額の合計額に相当する金額は、資金に編入しなければならない。

2 政府において引き換え、又は回収した貨幣（以下「引換貨幣及び回収貨幣」という。）は、資金に編入し、資金において保有するものとする。

3 前項の規定により資金に編入した際の引換貨幣及び回収貨幣の価額は、地金の時価による。

（資金への繰入れ）

第六条 毎会計年度末における資金の額が貨幣の引換え又は回収及び貨幣の製造の状況を勘案して政令で定める額を下回ると見込まれるときは、その下回ると見込まれる額に相当する金額として予算で定める額を、一般会計から資金に

編入する。

繰り入れるものとする。

(資金の使用)

第七条 資金に属する現金は、貨幣の引換え又は回収に充てるほか、予算の定めるところにより、貨幣の製造及び鋳つぶし、地金の保管その他貨幣に対する信頼の維持に要する経費の財源に充てるため、使用することができる。

2 資金に属する地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む。第九条第二項及び第十條において同じ)は、財務大臣の定めるところにより、貨幣の製造に要する地金として独立行政法人造幣局に交付することができる。

(資金の経理)

第八条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、財務省令で定める。

(資金の預託等)

第九条 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

2 資金に属する地金は、資金に属する現金に不足を生じた場合その他必要がある場合には、財務大臣の定めるところにより、売り払うことができる。

3 前二項の規定による運用又は売払いにより生じた利益金は、資金に編入するものとする。

(地金の保管)

第十条 財務大臣は、法令の定めるところにより、独立行政法人造幣局に、資金に属する地金の保管を行わせることができる。

(引換貨幣及び回収貨幣の価額の減額及び削除)

第十一条 資金に属する引換貨幣及び回収貨幣が変質し、又は滅失したときは、その価額を減額し、又は削除するものとする。

(一般会計への繰入れ)

第十二条 毎会計年度末における資金の額が第六條に規定する政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を資金から当該年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十三条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定め

るところにより、資金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合には、前項の計算書を添付しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合には、第一項の計算書を添付しなければならない。

(政令への委任)

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人造幣局法の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

(財務省設置法の一部改正)

2 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十五号」の下に、「第三十六号」を加え、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

理由

政府における貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資するため、一般会計に貨幣回収準備資金を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



第一類第五号

財務金融委員会議録第十一号 平成十四年四月十二日

平成十四年四月二十六日印刷

平成十四年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B